

第7次 上富良野町農業振興計画

～ 未来につなぐ 足腰の強い農業をめざして ～



北海道 上富良野町

目 次

I 農業振興計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	_____	P 1
2 計画の性格	_____	P 1
3 計画期間	_____	P 1

II 農業・農村をめぐる情勢

1 社会・農業情勢の変化	_____	P 2
2 農政の転換期	_____	P 3

III 上富良野農業・農村の現状と主要な課題

1 上富良野農業・農村の現状	_____	P 4
(1) 農家戸数・農家人口	_____	P 4
(2) 後継者数の推移	_____	P 5
(3) 専業・兼業別農家戸数	_____	P 5
(4) 経営規模別農家戸数	_____	P 6
(5) 経営耕地面積	_____	P 7
(6) 主要作物作付の推移	_____	P 7
(7) 家畜飼養頭数の推移	_____	P 9
(8) 販売額別構成比	_____	P 10
(9) 近年の気象状況	_____	P 11
2 上富良野町農業・農村の主要課題	_____	P 12
(1) 安全・安心な食料の安定供給と消費者の信頼の維持・確保	_____	P 12
(2) 農業生産基盤の強化・保全と経営の効率化・近代化の促進	_____	P 12
(3) 農を中心とした地域活力の創出	_____	P 13
(4) 「農業」・「農村」・「地域」を支える担い手づくり	_____	P 13

IV 計画の基本方針と施策の展開

1	安全・安心な食料の安定供給と消費者の信頼の維持・確保	P 14
(1)	良質で安全・安心な食料の安定供給	P 14
(2)	消費者と生産者との結び付きの強化	P 17
2	農業生産基盤の強化・保全と経営の効率化・近代化の促進	P 19
(1)	農業生産を支える基盤づくり	P 19
(2)	優良農地の確保と有効利用の推進	P 21
(3)	経営の安定化・合理化と新技術の導入	P 23
3	農を中心とした地域活力の創出	P 25
(1)	都市・農村の交流拡大と高付加価値化・6次産業化の推進	P 25
(2)	地域を潤す快適な農村環境づくり	P 27
4	「農業」・「農村」・「地域」を支える担い手づくり	P 29
(1)	意欲ある担い手の育成と確保	P 29
(2)	新たな担い手の育成と地域農業を支える体制づくり	P 31
5	農業関係機関との連携	P 34
(1)	ふらの農業協同組合	
(2)	上富良野町農業委員会	
(3)	富良野土地改良区	
(4)	富良野地区農業共済組合	
(5)	上川農業改良普及センター富良野支所	

※	計画の基本方針と施策の展開 体系図	P 35
---	-------------------	------

I 農業振興計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本町では、基幹産業である農業の持続的な発展を目指し、「1 担い手の育成と確保」、「2 生産性の高い農業経営基盤の確立」、「3 環境と調和した安全・安心な農業生産」、「4 地産地消と消費者との交流」の4項目を施策の“柱”とした「第6次上富良野町農業振興計画」に基づき、関係機関団体をはじめ、農業者とともに上富良野農業の振興に努めてまいりました。

この間、国においては二度にわたって政権が交代し、その都度大きな農政転換が図られてきました。特に平成 22 年 3 月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」に基づく戸別所得補償制度（平成 25 年度以降：経営所得安定対策）の導入は、農業経営のあり方に大きな変化をもたらすものとなりました。さらには、T P P（環太平洋パートナーシップ）協定締結を目指した動きが加速するなど、地域農業・農村を取り巻く情勢は大きく変化しています。

このような状況下にあって、本町では、生産性を向上させるための機械・施設の導入による農業経営の近代化や省力化、生産基盤整備の積極的な展開や中山間直接支払制度等による優良農地の保全など一定の成果は認められているものの、一方では長引く農畜産物全般の価格低迷や生産コストの増加などから、今後の農業経営への不安、農業者の高齢化や後継者不足からくる集落機能低下への懸念、中心的経営体への農地集積や労働力の確保など、地域農業振興への多様な施策の展開が求められています。

この計画は、こうした情勢の変化や今日の地域農業が抱える諸課題を認識し、本町の風土や地域特性を十分に活かしながら、足腰の強い魅力ある農業の実現を念頭に策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、第6次上富良野町農業振興計画の評価と抽出した課題をもとに、情勢の変化や国・北海道の動向も踏まえ、農業をさらに持続発展させるための方向を示すものです。また、関連する各計画との有機的な連携を確保し、農業振興による地域産業・地域経済全体への波及をはじめ、「上富良野町第5次総合計画」に掲げる「5つの暮らし」の実現に向けて農業者、関係機関団体、行政がそれぞれの役割を機能的に分担し、一体的に取り組むための指針となるものです。

3 計画期間

この計画の計画期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年を計画期間とします。

なお、この計画は現時点での情勢を基に策定していますので、今後における農業・社会・経済など諸情勢の変化などから、計画の推進にあたっては、本町の農業の動向を十分見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うなど、柔軟に対応することとします。

Ⅱ 農業・農村をめぐる情勢

1 社会・農業情勢の変化

今日、我が国では出生率の低迷や平均寿命の伸長などにより、少子高齢化にますます拍車がかかり、経済成長は緩やかな回復傾向にあるものの労働人口の減少など、社会の様々な面での影響が懸念されており、農業分野についてもより深刻な課題となっています。

こうした状況下において、食料・農業に関わる国際情勢をみると、世界人口の増加や新興国・開発途上国の経済発展、地球温暖化による異常気象の頻発により、世界の食糧事情がひっ迫する中、平成 25 年度の我が国の食料自給率は 39%（カロリーベース）まで低下しており、食料の安全保障の確立が重要となっています。これらを受けて国においては、平成 22 年 3 月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、「戸別所得補償制度」の導入を図り、小麦や飼料作物などの多くを輸入に頼る現状を改善し、中長期的に安定した食料自給率の確保を目指し、平成 32 年度までには食料自給率を 50%まで引き上げることとしました。しかしながら、平成 24 年度における食料自給率は 39%と、改善の兆しが見えない状況にあり、飼料自給率についても平成 23 年度で 26%（カロリーベース：平成 20 年度＝26%）と低水準で推移しています。このような状況のもと、政府においては T P P 協定に向けた交渉を推し進めており、協定締結による影響が、将来の農業経営に大きな懸念となることが予想されます。

国内においては、食品の偽装表示をはじめ、鳥インフルエンザや口蹄疫など家畜伝染病の大規模な発生、また、誤解から生じた東日本大震災による放射能汚染問題など、「食」に対する不安を助長する事案が相次いで発生し、食品の安全・安心に対する消費者の関心はますます高まっています。さらに、国民の価値観やライフスタイルの多様化を背景に、都市住民等を中心としてグリーンツーリズムなど、農業分野に対する新たな期待も抱かれ始めています。また、情報通信技術（I T）やバイオテクノロジーなど高度先端技術が進歩し各種産業分野で実用化されており、農業分野での一層効果的な活用も期待されています。

地域内においては、異常気象による農業被害の頻発、担い手の高齢化や後継者不足による農家戸数の減少など、様々な課題が継続して存在していますが、重なる政権交代による農政転換や国家予算の枠組みの大幅な見直しによって大きな影響を受けながらも、中山間地域直接支払制度の新規導入や大規模な基盤整備事業に着手するなど、農業経営の体質強化に繋がる諸施策を展開してきました。また、健康づくりなど「食」を通じて地域農業が町民生活により一層密接に関わることへの機運も高まっています。

2 農政の転換期

「第6次上富良野町農業振興計画」の計画期間である平成21年度から平成25年度の僅か5年の間に二度にわたる政権交代があり、農業分野においても大きな影響がもたらされました。特に農業経営のベースとなる「品目横断的経営安定対策」が「戸別所得補償制度」に、さらに「経営所得安定対策」への移行がなされたことをはじめ、「人・農地プラン」による経営体の位置付けの明確化や中心的経営体への農地集約化の加速、「日本型直接支払制度」の創設や6次産業化による農山漁村の再生推進など、我が国の農政は大きく転換されてきました。さらには、飼料用や加工用への用途変更など、生産数量目標の廃止を念頭に米政策の大幅な見直しが図られることになっています。

Ⅲ 上富良野農業・農村の現状と主要な課題

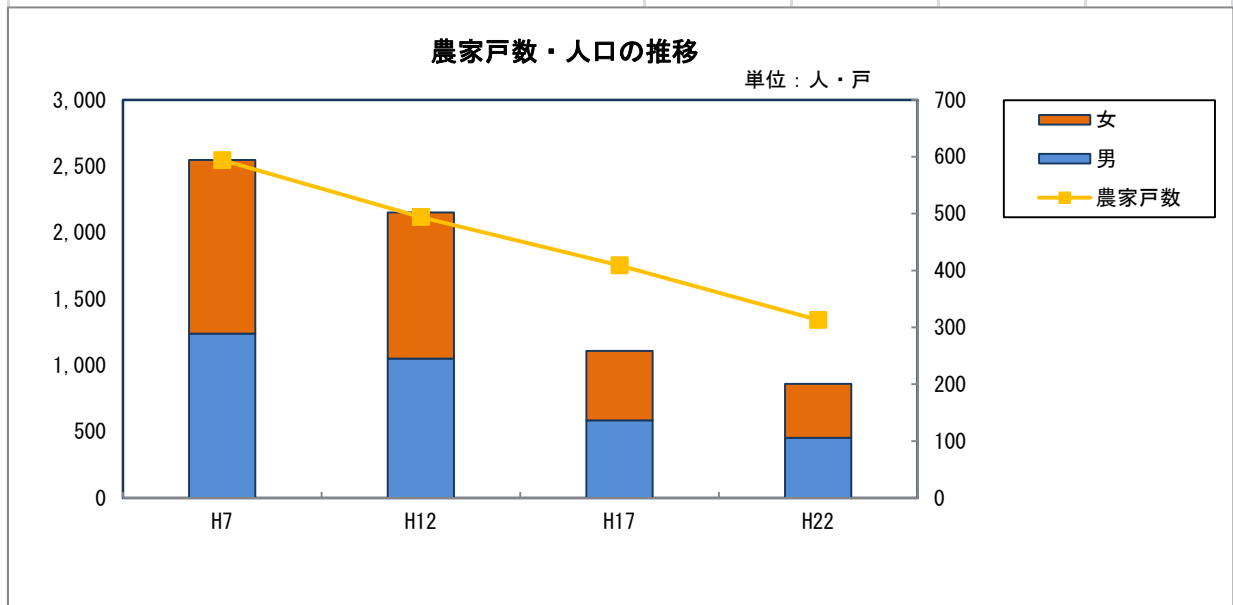
1 上富良野農業・農村の現状

(1) 農家戸数・農家人口

本町の人口は、平成 22 年で人口 11,887 人となり、平成 17 年と比べ 5 年間で 731 人（5.8%）の減少となっています。一方、農家戸数・農家人口については、農家戸数で 96 戸（23.5%）、農家人口で 249 人（22.5%）と、著しい減少傾向にあります。認定農業者については 56 人（24.3%）増加しており、農業経営改善計画に基づく計画的な営農が浸透してきています。

農家戸数/農家人口/認定農業者数							
年 次	総世帯数	人 口	農家戸数	農家人口			認 定 農業者数
				総 数	男	女	
平成 7 年	5,033	13,239	594	2,547	1,239	1,308	58
平成 12 年	5,299	13,026	494	2,152	1,051	1,101	108
平成 17 年	5,419	12,618	409	1,109	585	524	230
平成 22 年	5,261	11,887	313	860	454	406	286

※総世帯数・総人口は、3月31日現在の住民基本台帳



(2) 後継者数の推移

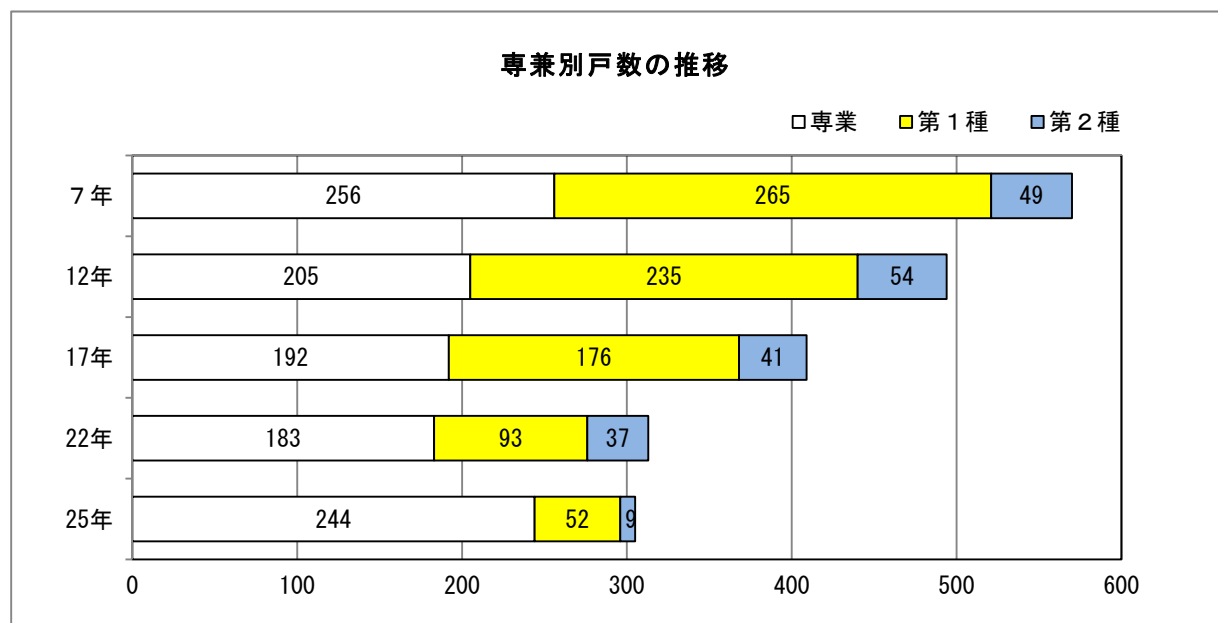
平成 17 年の農林業センサスの調査では、一気に後継者がいる農家の割合が落ち込み、平成 24 年に実施した「人・農地プラン」の意向調査では多少増加しました。しかし、このまま推移することとなれば深刻な担い手不足となり、本町の基幹産業である農業の持続・発展にとって大きな課題と言えます。

後継者の有無					
年 次	農家戸数	後継者いる		後継者いない	
平成 7 年	594戸	187戸	31.5%	383戸	64.5%
平成 12 年	494戸	161戸	32.6%	333戸	67.4%
平成 17 年	409戸	69戸	16.9%	340戸	83.1%
平成 24 年	305戸	83戸	27.2%	222戸	72.8%
※H7、12、17農林業センサス、H24人・農地プラン意向調査					

(3) 専業・兼業別農家戸数

専業・兼業別農家戸数の平成 22 年と平成 17 年の比較では、専業農家で 9 戸（4.7%）、第 1 種・第 2 種を合わせた兼業農家で 87 戸（40.1%）減少しており、特に兼業農家を中心にその減少が進んでいます。また、調査方法は異なるものの、平成 25 年の確定申告を基にした独自調査では、より専業化への傾向が強くなっていることが伺えます。

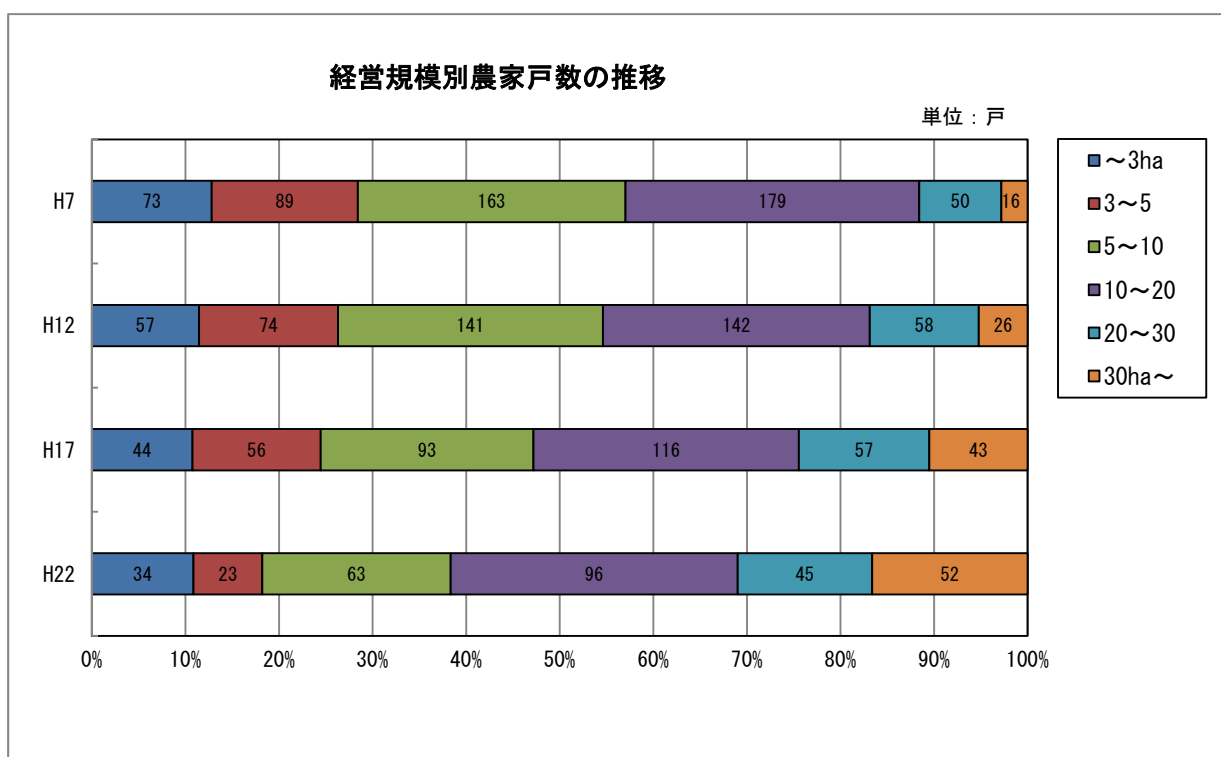
専兼別農家数		(単位：人)					
年 次	農 家 総 数	専 業	兼 業		専業農 家割合	兼業農家割合	
			第 1 種	第 2 種		第 1 種	第 2 種
平成 7 年	570	256	265	49	44.9%	46.5%	8.6%
平成 12 年	494	205	235	54	41.5%	47.6%	10.9%
平成 17 年	409	192	176	41	46.9%	43.0%	10.0%
平成 22 年	313	183	93	37	58.5%	29.7%	11.8%
平成 25 年	305	244	52	9	80.0%	17.0%	3.0%
※農林業センサス(H25のみ確定申告を基にした独自調査)							



(4) 経営規模別農家戸数

農家一戸当たりの経営面積は、農家戸数の減少とともに農地流動化による集積が図られてきた結果、10ha未満の農家は減少傾向に、10ha以上の農家は6割以上を占めます。特に20ha以上の農家は、10年前と比べ2倍近い構成比率となっています。

経営規模別農家戸数												(単位：戸／％)	
年次	総数	～3ha		3～5ha		5～10ha		10～20ha		20～30ha		30ha～	
平成7年	570	73	12.8	89	15.6	163	28.6	179	31.4	50	8.8	16	2.8
平成12年	498	57	11.4	74	14.9	141	28.3	142	28.5	58	11.6	26	5.2
平成17年	409	44	10.8	56	13.7	93	22.7	116	28.4	57	13.9	43	10.5
平成22年	313	34	10.9	23	7.3	63	20.1	96	30.7	45	14.4	52	16.6
※農林業センサス													



(5) 経営耕地面積

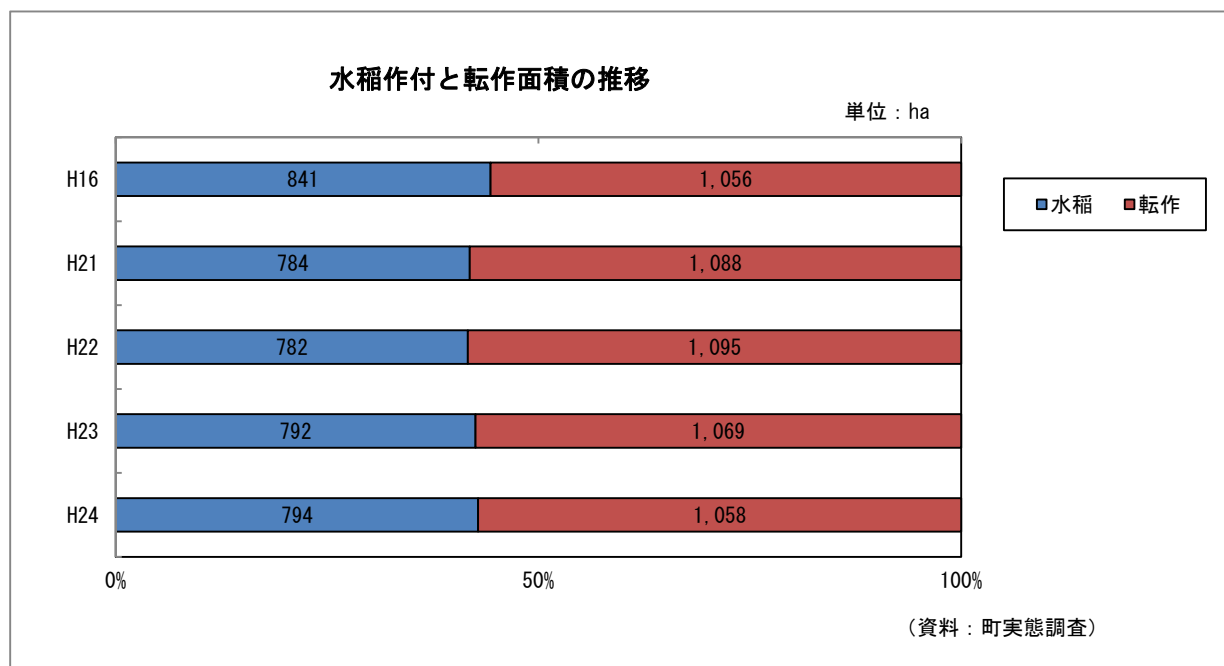
農業振興地域整備計画による農地面積は、平成 22 年次で 6,455ha にのびりますが、農道や用排水施設などの農業施設敷地も含まれることから、農林業センサスの集計では以下の面積になっています。また、毎年 J A で実施している作付実態調査では、作物の作付面積が 5,800ha を多少上回る面積で推移しています。農家 1 戸当たりの耕作面積は 20ha に迫っています。

経営耕地面積						
内 容	経 営 耕 地 面 積 (ha)					
	合 計	面 積 内 訳				
		計	田	畑		樹園地
年 次					うち牧草 専用地	
平成 7 年	5,973.71	5,973.71	2,045.51	3,914.64	139.51	13.56
平成 1 2 年	5,820.97	5,820.97	1,929.94	3,880.01	149.57	11.02
平成 1 7 年	5,816.88	5,816.88	1,869.87	3,937.80	198.67	9.21
平成 2 2 年	5,967.49	5,967.49	1,773.91	4,177.38	566.38	16.20
※農林業センサス						

(6) 主要作物作付の推移

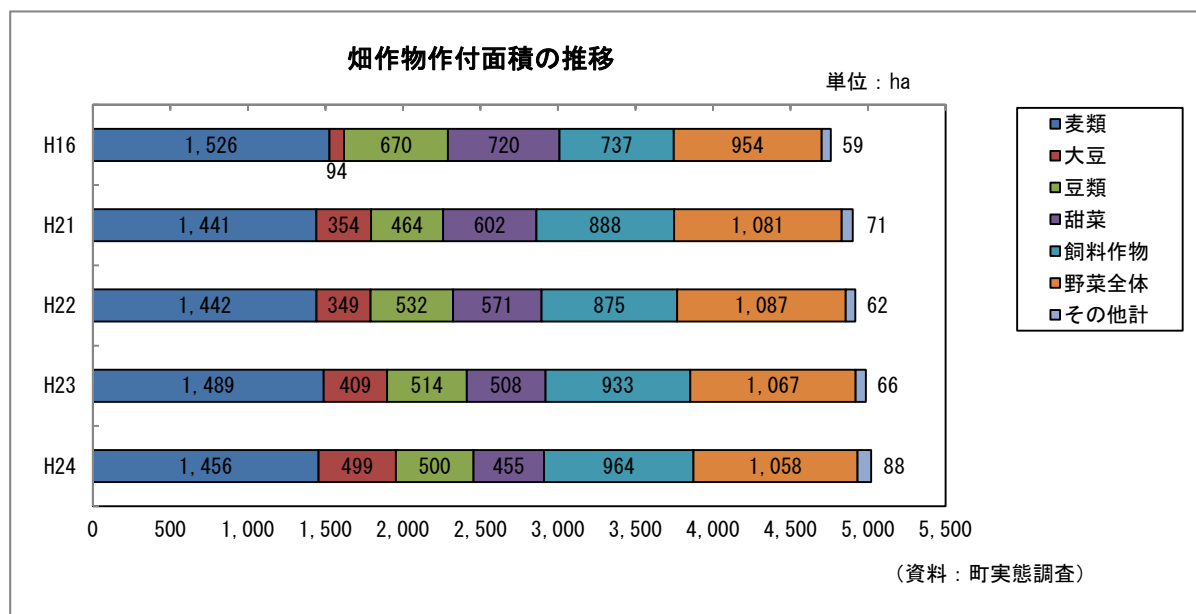
① 水稻作付と転作面積の推移

水田の畑作物への転換によって、効率的な作業環境を整える観点から畦畔の撤去が進み、圃場の湛水機能が損なわれたため、米の戸別所得補償制度が創設されたものの水稻作付面積は微増にとどまり、転作面積もほぼ横ばいで推移しています。



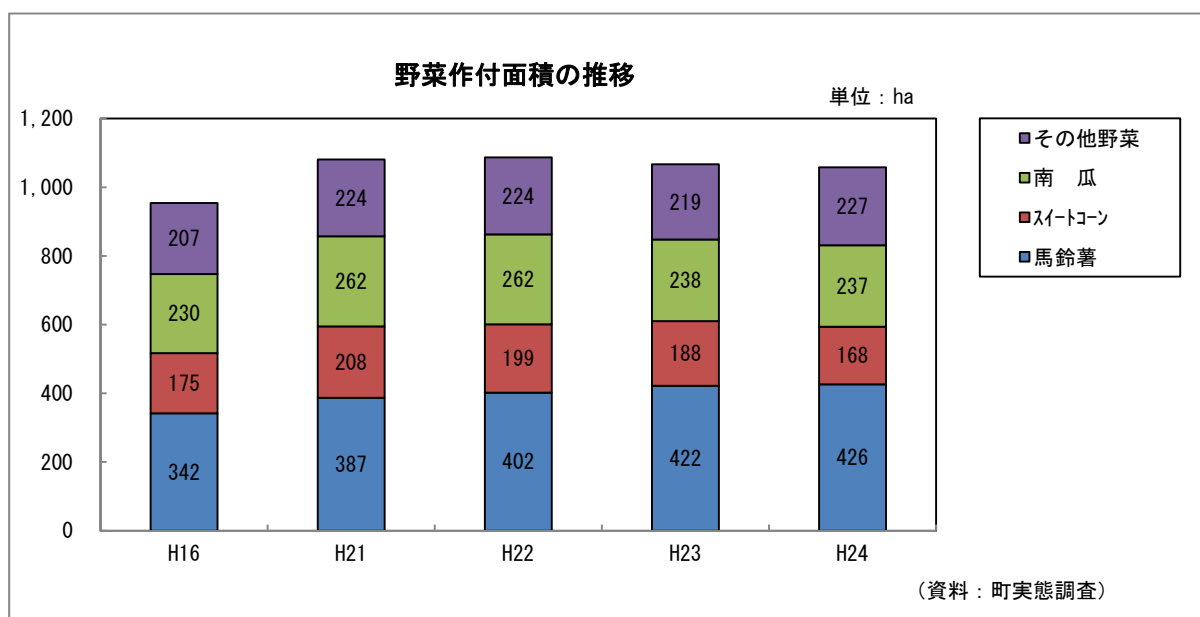
② 畑作物の作付推移（転作含む）

野菜類を除く畑作物は、平成 19 年度に制度化された「品目横断的経営安定対策」やその後継施策である「畑作物戸別所得補償制度」によって、交付金の対象作物の一つである大豆の作付面積が大幅に増えました。同じく対象作物である麦類は近年同程度で推移していますが、天候不順や湿害等によって減収が大きかった甜菜については、作付面積が減少してきています。飼料作物については、粗飼料を確保する観点から作付面積が増加しています。また、その他作物の中にはそば・青シソや希少なホップ・ラベンダーも含まれます。



③ 野菜の作付推移（畑作物の再掲：転作含む）

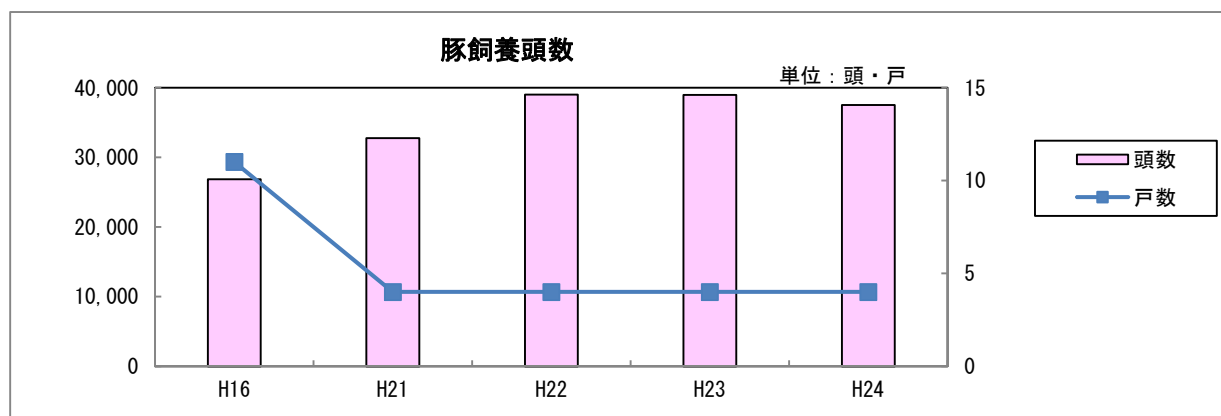
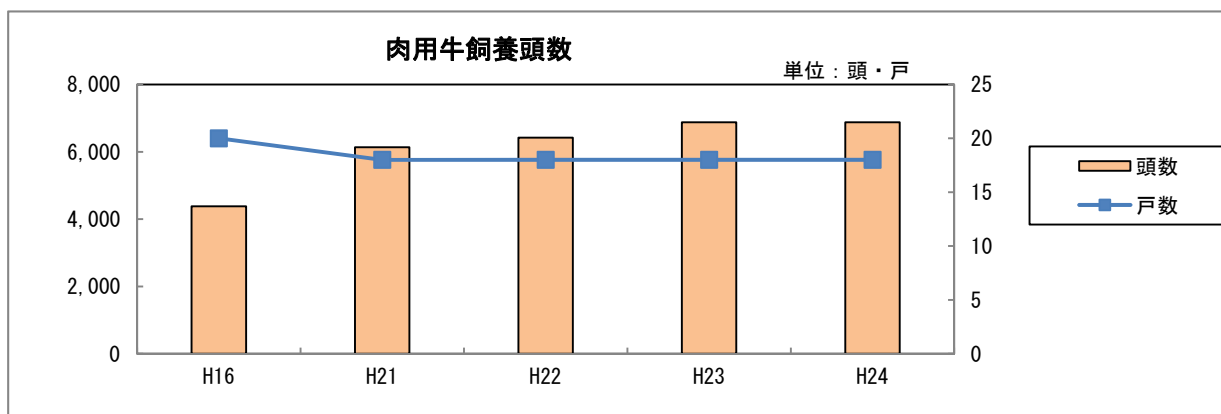
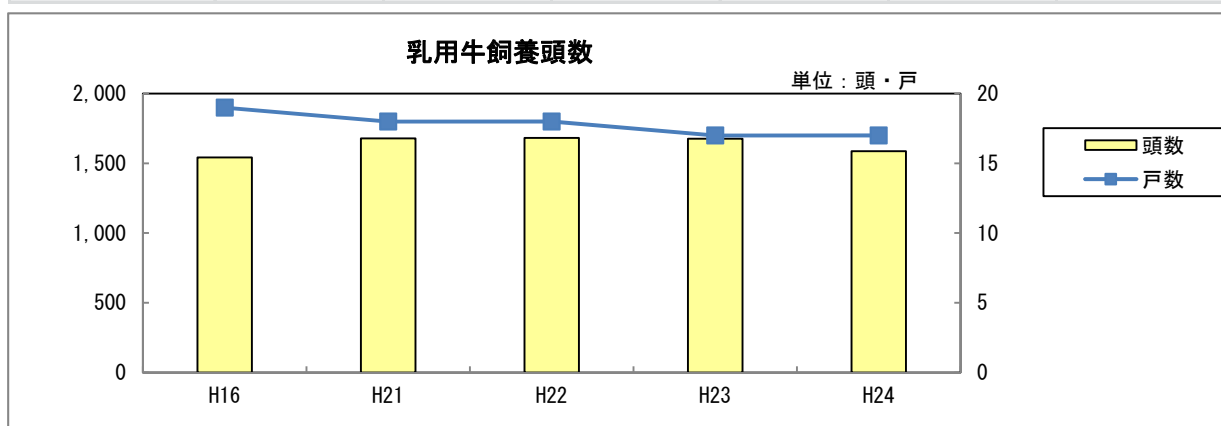
野菜のほとんどは、馬鈴薯・スイートコーン・南瓜が占め、その他野菜の中では、玉ねぎ・人参・メロン・アスパラが近年それぞれ 30ha 前後の作付けで推移しています。高収益が期待できる園芸作物の作付けについては、増加する傾向は見られません。



(7) 家畜飼養頭数の推移

乳用牛についても価格の低迷や飼料価格の高騰など、厳しい生産環境の下、わずかですが減少傾向にあります。肉用牛の育成及び養豚については、農業法人が大きな規模で経営していることに加え、ブランド品としての定着や飼養施設の拡大など積極的な設備投資も相まって、飼養頭数は増加の傾向にあります。

飼養頭数		(単位：戸／頭)				
年 度	乳用牛		肉用牛		豚	
	戸 数	頭 数	戸 数	頭 数	戸 数	頭 数
平成 1 6 年度	19	1, 542	20	4, 381	11	26, 838
平成 2 1 年度	18	1, 679	18	6, 134	4	32, 764
平成 2 2 年度	18	1, 683	18	6, 419	4	38, 992
平成 2 3 年度	17	1, 677	18	6, 879	4	38, 958
平成 2 4 年度	17	1, 587	18	6, 877	4	37, 516
※町実態調査						

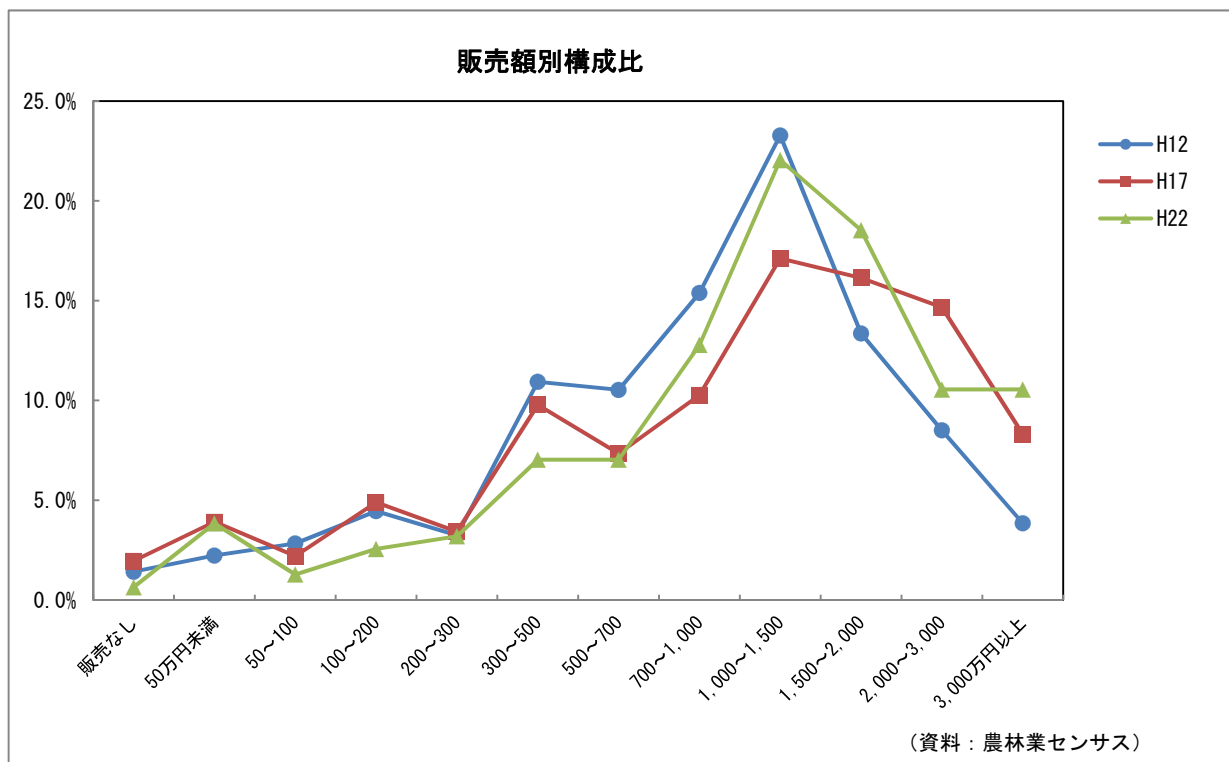


(8) 販売額別構成比

販売額別の農家構成比からも、1戸当たりの販売額は増加の傾向にあることが伺えます。平成12年には1千万円以上を販売した農家比率は5割に満たなかったものの、平成22年においては6割を超えています。これは離農等により農地の流動・集約化が進み、農家1戸当たりの耕作面積が増えたことによるところが大きいと思われます。平成12年に494戸あった農家が平成22年には313戸へと約2/3に減少し、1戸当たりの耕作規模は拡大していますが、規模拡大に比例した販売額の伸びはないことが伺えます。農作物価格の低迷や収益性の高い作物への転換が進んでいないことが要因と思われます。

販売額別構成比		(単位：百万円)				
年次	0	～0.5	0.5～1	1～2	2～3	3～5
平成12年	1.4%	2.2%	2.8%	4.5%	3.2%	10.9%
平成17年	2.0%	3.9%	2.2%	4.9%	3.4%	9.8%
平成22年	0.6%	3.8%	1.3%	2.6%	3.2%	7.0%

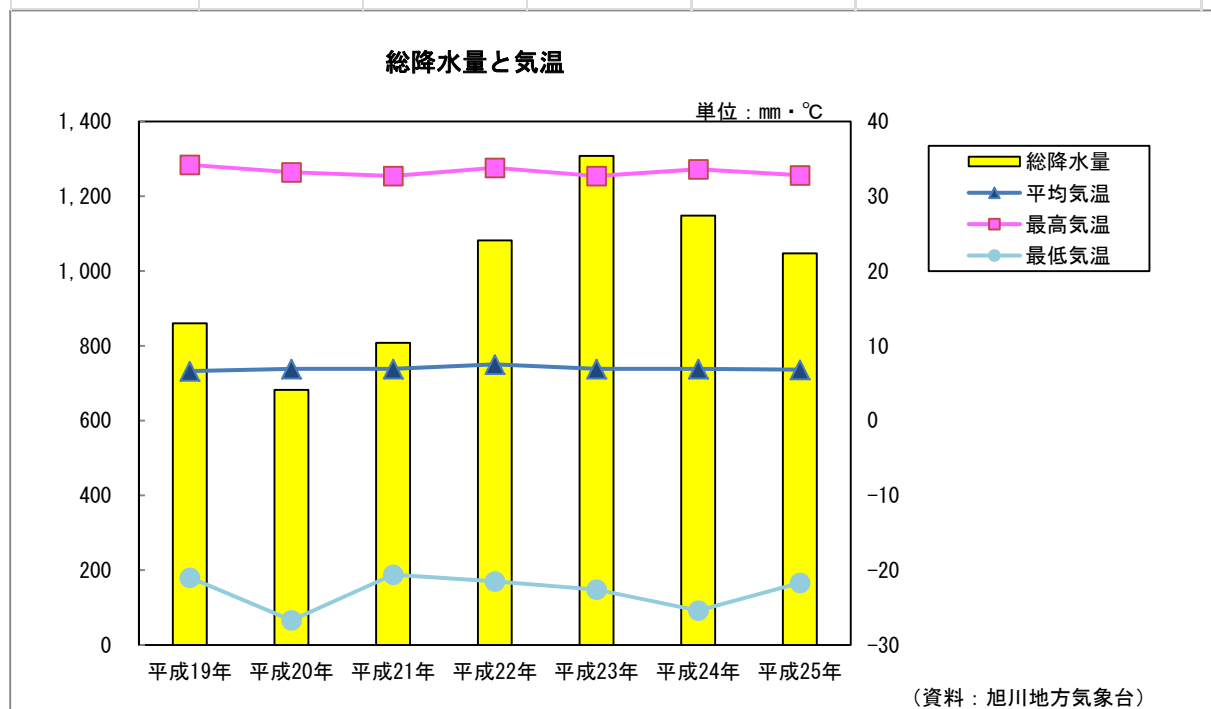
年次	5～7	7～10	10～15	15～20	20～30	30～
平成12年	10.5%	15.4%	23.3%	13.4%	8.5%	3.8%
平成17年	7.3%	10.3%	17.1%	16.1%	14.7%	8.3%
平成22年	7.0%	12.8%	22.0%	18.5%	10.5%	10.5%



(9) 近年の気象状況

近年、異常気象とみられる天候不順や多雨による農業被害が恒常的に発生するようになってきました。特に局地的集中豪雨による農地流出や冠水、排水路や農道などの農業施設への被害は顕著なものとなっています。年間降水量は平成 18 年以前においても 1,000 mm を超える年がありますが、平成 22 年以降は 4 年連続して 1,000mm を超えるようになり、またこの年（H22）は高温多湿による農作物被害も発生しています。このような気象傾向がここ数年に限ってのことなのか、それとも恒常的なことになって行くのかは予断を許しません、安定的な農業経営を目指すうえで大きく懸念されます。

近年の気象状況						
年 次	平均気温	最高気温	最低気温	総降水量	最大日降水量	日照時間
平成19年	6.6℃	34.2℃	-21.0℃	860mm	54mm	1,485時間
平成20年	6.9℃	33.2℃	-26.7℃	682mm	38mm	1,532時間
平成21年	6.9℃	32.7℃	-20.6℃	808mm	58mm	1,434時間
平成22年	7.5℃	33.8℃	-21.5℃	1,082mm	64mm	1,532時間
平成23年	6.9℃	32.7℃	-22.6℃	1,308mm	170mm	1,532時間
平成24年	6.9℃	33.6℃	-25.4℃	1,148mm	65mm	1,545時間
平成25年	6.8℃	32.8℃	-21.7℃	1,047mm	61mm	1,428時間
					資料 旭川地方気象台	



2 上富良野町農業・農村の主要課題

「第6次上富良野町農業振興計画（平成21～25年度）」で示した基本方針・主要施策の評価を基に、平成22年3月に国において策定した「食料・農業・農村計画」及び平成23年3月に北海道が策定した「第4期北海道農業・農村振興推進計画」を踏まえ、次のとおり主な課題と今後の方向性について整理します。

(1) 安全・安心な食料の安定供給と消費者の信頼の維持・確保

消費者の食品に対する「安全・安心」、「品質」への関心が高まる中、食品の偽装表示や家畜伝染病の大発生、また、農畜産物に対して不信感を招くこととなった食品への農薬混入事件など、「食」に対する信頼を大きく揺るがす事案が起きています。循環型農業に着眼した生産をはじめ、集荷、加工・製造、流通、販売に至るまで、それぞれの過程で安全の維持・確保と安心の確立、良質な食の供給が求められます。

一方で環境保全への農業に対する期待も大きく、とりわけ上富良野においては、生産基盤である農地が自然と一体となった生活環境の一部として町民に捉えられています。

しかしながら、地元で生産された農畜産物の地元利用・消費はそれほど多くないのが現状です。農畜産物の一大生産地として、全国の多くの消費者から信頼される農畜産物の生産に努めることとあわせ、地域住民の健康づくりや食育など、さらに上富良野の農業が町民の身近なものとして感じることに繋げる機会の創出が必要です。

(2) 農業生産基盤の強化・保全と経営の効率化・近代化の促進

農業の基盤は土地と水ですが、上富良野町の気候・風土に合致した或いはその優位性を最大限発揮出来得る営農の類型化を研究しつつ、同じ町内の農地であっても、立地条件の違いや土質の違い、地力の格差が存在しており、このことを踏まえたうえで、農作物の育成に優れた機能・条件を備えた良好な農地や農業水利施設を整えるとともに、適切な基盤管理を行っていくことが、収量・品質及び生産性の向上へと繋がり、さらには近年の異常気象による多雨多湿に対しても効果を発揮します。TPP協定等による日本の農業力の減退が懸念される中、農業経営基盤強化は我が国の食料自給率の向上や農業生産力を支える礎となることから、既存農地の適切な保全管理も含め、計画的かつ効果的・効率的な整備が一層求められます。

また、今後も高齢化や後継者不足による農家の減少と一戸あたりの耕作面積の増大が見込まれることから、優良農地を保全・確保しながら、地域の中心的経営体、意欲のある農業者への農地集積を図る必要があります。しかしながら、現在も経営規模の拡大が図られてきているものの、それに比例した収益の増加に至っていない状況にあり、このことは、個別経営が主流であるため、生産コストの低減に結び付いておらず、拡大農地が必ずしも作付条件を満たしていないことなどが要因と考えられます。農業機械・施設等の共同利用など、効率的な農業経営や近代化による作業の省力化、高収益作物の導入など、新たな営農展開に繋げていくことが重要な課題です。

(3) 農を中心とした地域活力の創出

本町の基幹産業である農業は、地域経済の活力を支えるとともに、農業の多面的機能の発揮により地域環境の保全などにも貢献しています。一方、都市部に対しては、食料を安定的に供給することはもちろん、価値観やライフスタイルの多様化を背景に農業体験や農村交流、グリーンツーリズムなど、農業分野に対する新たな期待も寄せられており、観光など他産業との連携によって、農村と都市を結び、新たな交流需要を創出していくことも必要です。

また、地域の個性や優位性を再認識する中から、意欲ある農業者による生産・加工・販売の一体化や他産業との融合など、地域資源を最大限活用しながら、高付加価値化や農業を軸とした6次産業化を進め、新たな地場産業の創出による地域経済への波及が求められます。これらの取り組みにより、雇用や所得を確保することで、住み続けることのできる地域社会の構築に繋げていく必要があります。

しかし、農村地域の現状は、離農等による人口減少や高齢化の進行等により、共同作業を前提とした生産活動や共用農業施設の維持・管理など、これらの継続に必要な集落機能が低下し、農村コミュニティそのものも失われつつあります。安定した食料供給はもとより、農村が有する多面的機能を維持する上でも、環境保全など、地域が主体に取り組む活動の維持・継続を図る必要があります。

(4) 「農業」・「農村」・「地域」を支える担い手づくり

農家戸数の減少、高齢化や慢性的な後継者不足により、農業の担い手確保は依然として厳しい状況にあります。農作物の一大生産地として農業生産を持続させることや農村コミュニティの維持・活性化を図るには、農業後継者や新規就農者のみならず、女性農業者や地域居住者も含めた多様な担い手の育成と農業従事者の確保が必要です。

特に、人・農地プランに位置付けられた中心的経営体や高い技術を備えた認定農業者の拡大、農業生産法人化など、地域の中核となる担い手の育成と確保が重要となります。

さらに、担い手不足と併せ、慢性的な生産現場の労働力不足解消を図るため、コントラクターやTMRセンターの設置など、農作業の外部化を図るため地域農業の支援システムづくりを進めていく必要があります。

IV 計画の基本方針と施策の展開

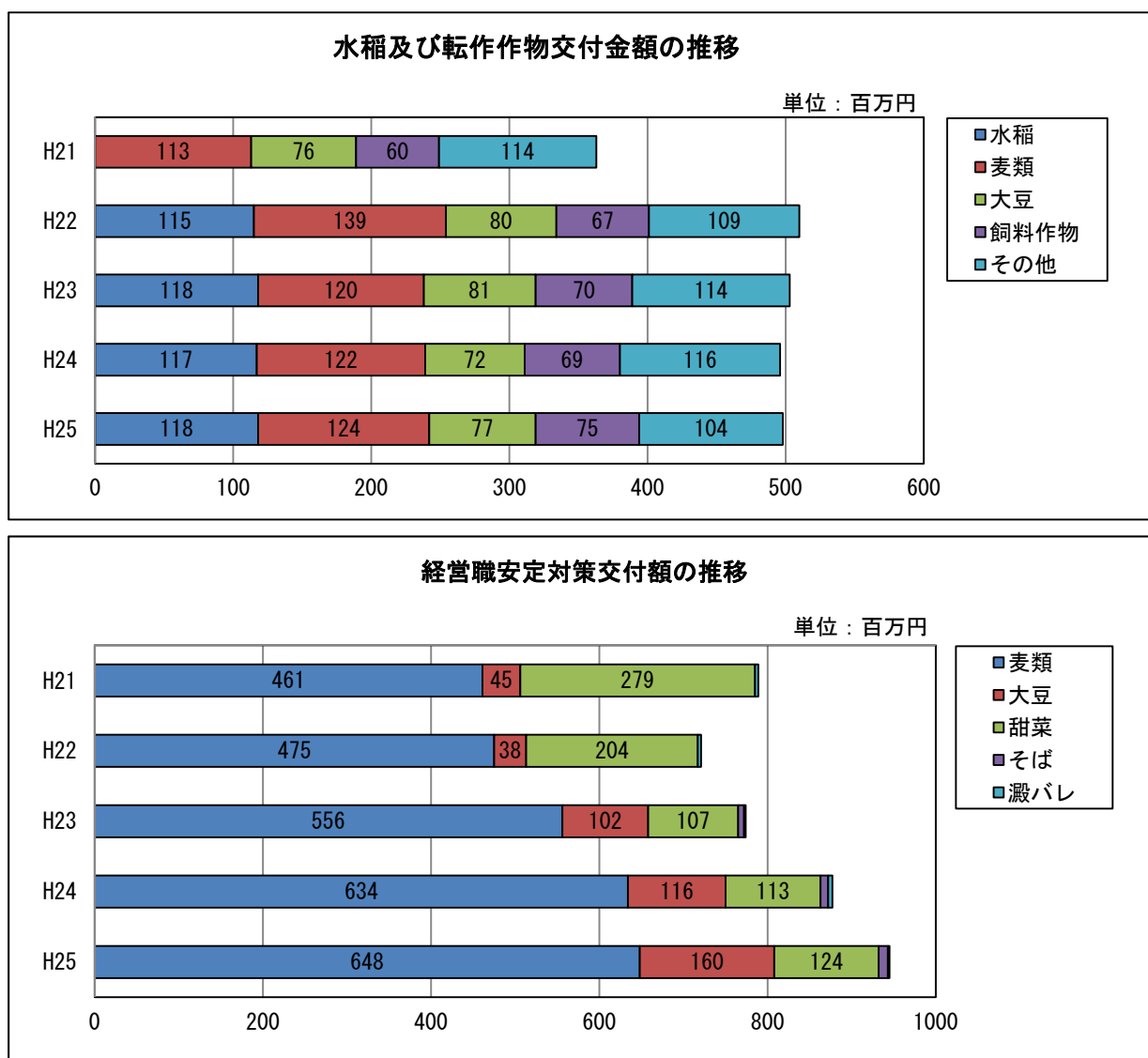
1 安全・安心な食料の安定供給と消費者の信頼の維持・確保

(1) 良質で安全・安心な食料の安定供給

良質な農畜産物を安定的に生産・供給するため、国・北海道の制度や需要動向を見極めながら生産振興を図るとともに、食料の安全を確保し安心を提供するため、環境に配慮した農業を推進します。

① 食料供給力と質の向上

■ 現状と今後の施策展開



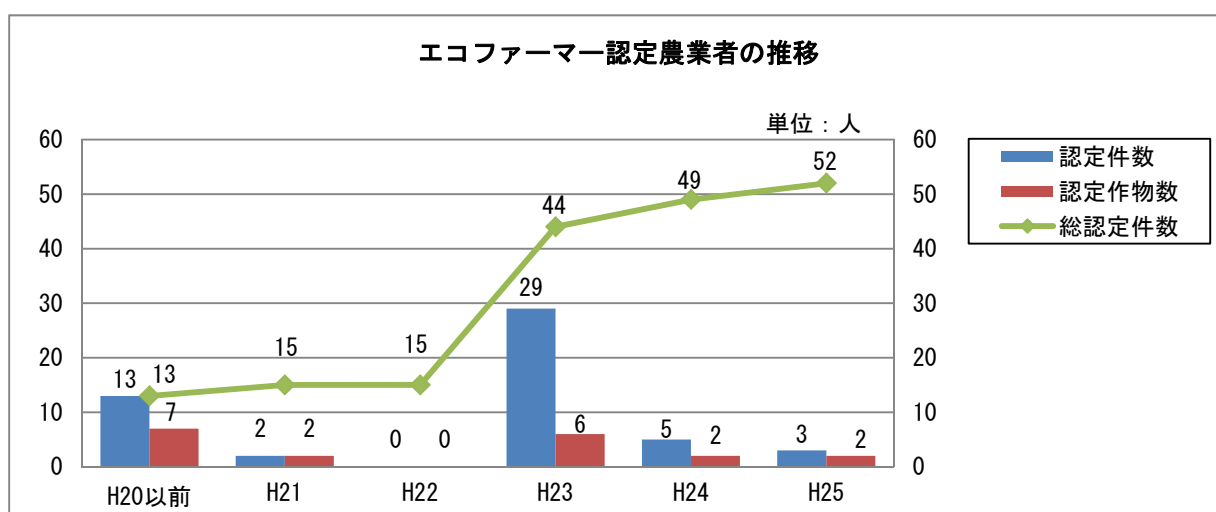
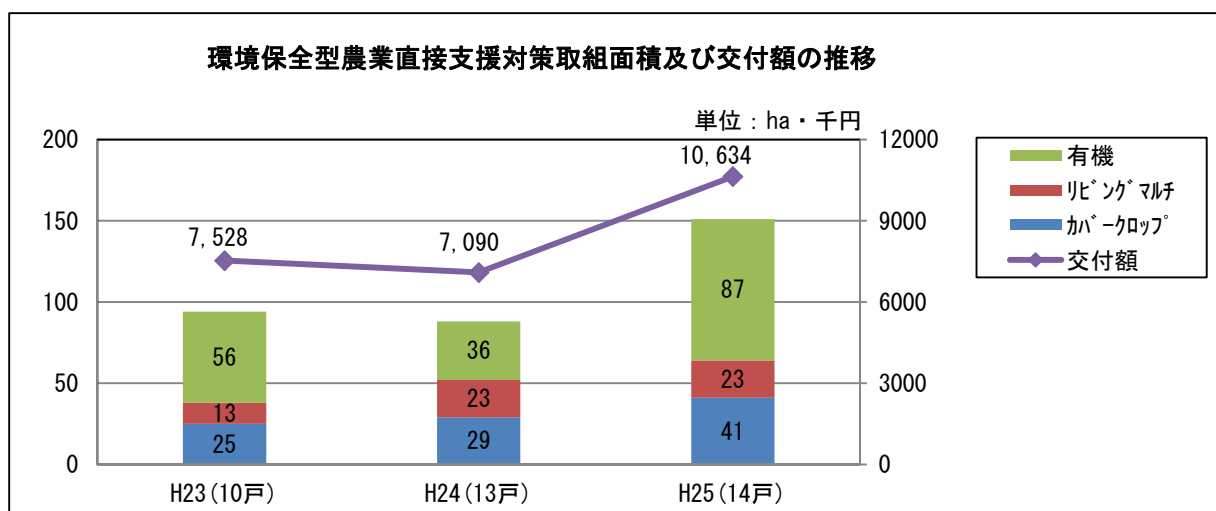
国の農業制度活用による本町への各種交付金の交付額は 1,300～1,400 百万円程度となっており、農業収入（法人除く）全体の約 1／4 を占めています。

国内需要及び地域の営農形態（土地利用型）に対応し、農業者・農業団体・消費者と連携して計画的かつ安定的で良質な農畜産物の生産を推進し、所得の安定に繋がります。

- 経営所得安定対策制度の効果的活用
- 地域農業再生協議会の機能強化
- 産地交付金（地域裁量交付金）の効果的活用
- 地域の営農形態に合致した輪作の促進

② 環境と調和した持続可能な農業生産の推進

■ 現状と今後の施策展開



地球温暖化や二酸化炭素削減など、地球環境の保全を狙いとした交付金事業が制度化され、それに呼応して対象要件でもあるエコファーマー認定の取得農業者も増加傾向にあります。有機JASやJGAPなど、さらに消費者の安心につながる生産現場での取り組みは浸透していないのが現状です。

化学肥料・化学合成農薬の使用低減や有機農業の普及や農業者自身に取り組む高度な生産工程管理など、環境保全効果の高い営農活動の導入を促進し、食の安全・安心に繋がります。

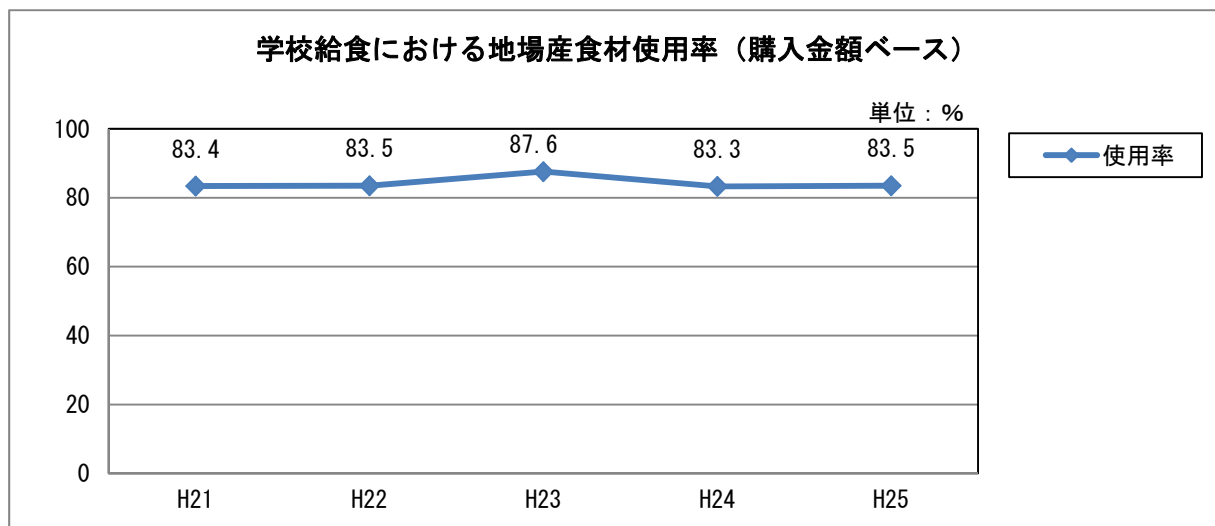
- 健全な土づくりの推進（良質な堆肥づくり、耕畜連携）
- 環境保全型農業直接支援対策事業の推進（エコファーマー認定促進）
- 有機JAS、JGAP資格取得の促進と支援
- 家畜排せつ物の適正管理
- 家畜防疫・衛生対策の徹底

(2) 消費者と生産者との結び付きの強化

地元で生産された良質な農畜産物が、愛着を持って地元で利用されるよう、地産地消に努めるとともに、食育や健康づくりなど、農業の貢献機会を拡充しながら、農業に対する町民の理解深化に繋がります。また、観光などの関連産業との関わりを深めながら、農業者自身が行う消費者交流を促進します。

① 地産地消の推進

■ 現状と今後の施策展開



地域・風土にあった食を提供する観点から、学校給食現場では以前より地場産食材の使用に力を入れており、購入金額ベースでは、その使用割合は8割を超えて推移しています。また、健康・食育の観点から、地場産食材を活用した料理教室・講習会を開催し、町内消費者の地場産物への理解深化に繋がってきました。

実需者とのマッチングを重視するなど、地場農畜産物に触れる多様な機会を創出・確保し、この地域の優位性の再認識と地元での利用拡大に繋がります。

- 学校給食等での積極的活用
- 観光、飲食関連事業所での利用促進と情報発信
- 各種イベントでの活用促進と特化したイベントの開催
- 食育及び健康づくり事業等での積極的活用
- 地場野菜の安定供給に向けた手法（販路・保存等）の研究と普及・定着

② 消費者と生産者との絆の強化

■ 現状と今後の施策展開

生産者同士又は生産者と観光協会などとの共同により、自ら生産した農産物の直売所が定期的開催されるなど、地元の消費者と生産者が直接触れる機会が増えてきています。

地場農畜産物の消費拡大や消費者との交流促進など、生産者の自発的な取り組みを支援し、「顔が見える、対話ができる」関係づくりを一層推進するとともに、取り組みを行う農業者の活動拡大や地域振興への波及、また対外的にも地域PR・情報発信に繋がる拠点施設の整備を検討・推進します。

- 直売の取り組みなど、農消交流の拡充に向けた研究・活動への支援
- 消費者に対する生産者活動・開発商品等の情報発信とPR
- 農消交流及び生産者活動の拠点づくり
- グリーンツーリズムの推進及び農業・農村体験機会の拡充

2 農業生産基盤の強化・保全と経営の効率化・近代化の促進

(1) 農業生産を支える基盤づくり

農業生産の基本である農地や農業水利施設の計画的な整備を推進するとともに、ほ場機能の再生や基幹水利施設の計画的な維持・改修整備を行い、農業生産力の強化・向上に繋がります。

① 農業基盤整備事業の推進

■ 現状と今後の施策展開

農 地 整 備 率											
農地面積	整備済面積					整備予定面積				整備面積	整備率
	国営	道営	その他	計	整備率	道営	その他	計	進捗率	合 計	合 計
5,967	860	1,176	50	2,086	35.0%	752	4	756	12.7%	2,842	47.6%
* 農地面積はH22農林業センサスを基準とした。											
* 整備予定面積は、本計画期間において既に実施されているもの及び着手が予定されている事業の面積。											

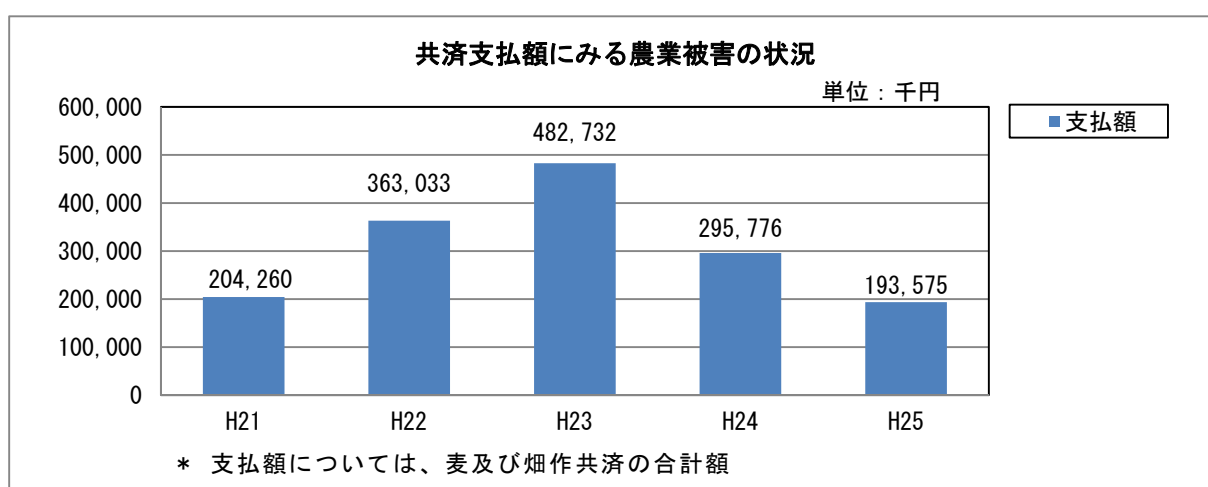
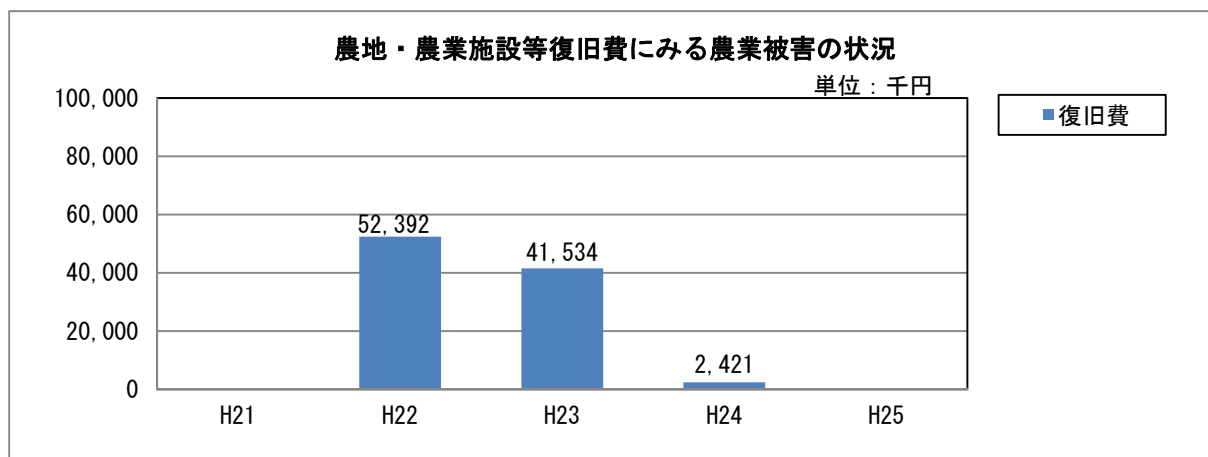
現在進行中もしくは計画している農業基盤整備事業が完了しても、町全体の整備率は半分に満たない現状にあります。2次整備を行っているほ場がある一方で、畑地を中心に未整備ほ場が多く、また、整備済のほ場においても経年により排水機能等の低下が見られることから、2次整備も視野に入れながら、今後の整備を図っていかねばなりません。

農業機械の作業効率や生産性の向上を図るため、総合的なほ場整備をはじめ、農業水利施設や生産施設の整備、生産物の輸送効率向上のための農道整備を推進します。

- 道営経営体育成基盤整備事業等の推進と早期完了
- 畜産担い手総合整備型事業の推進
- 道営農道整備事業の推進
- 土地改良事業受益者負担の軽減

② 農地・農業水利施設等の保全管理と防災・減災

■ 現状と今後の施策展開



近年の恒常的な天候不順により、特に多雨・湿害による農作物の生育不良、生産量の減少を招いているとともに、農地の流出や農道・排水路等の農業施設被害が顕著となってきました。

長雨や多湿な気候など、湿害に強い健全なほ場を維持・再生するため、排水対策等を推進し、生産力の維持・向上を図ります。また、農業水利施設の機能に関する情報を的確に把握し適切な保全管理を行うとともに、豪雨・融雪災害に対応した整備を推進します。

- 農業基盤整備促進事業の推進（ほ場排水対策）
- 国営施設機能保全事業の推進（しろがね：ストックマネジメント事業等）
- 道営農村地域防災・減災事業等の推進
- しろがね地区基幹水利施設管理の継続
- 農業施設機能維持事業の継続
- 農業者が自発的に行う農地流出防止・施設機能回復等支援（中山間活用）
- 小規模土地改良事業の推進（支障石破碎）

(2) 優良農地の確保と有効利用の推進

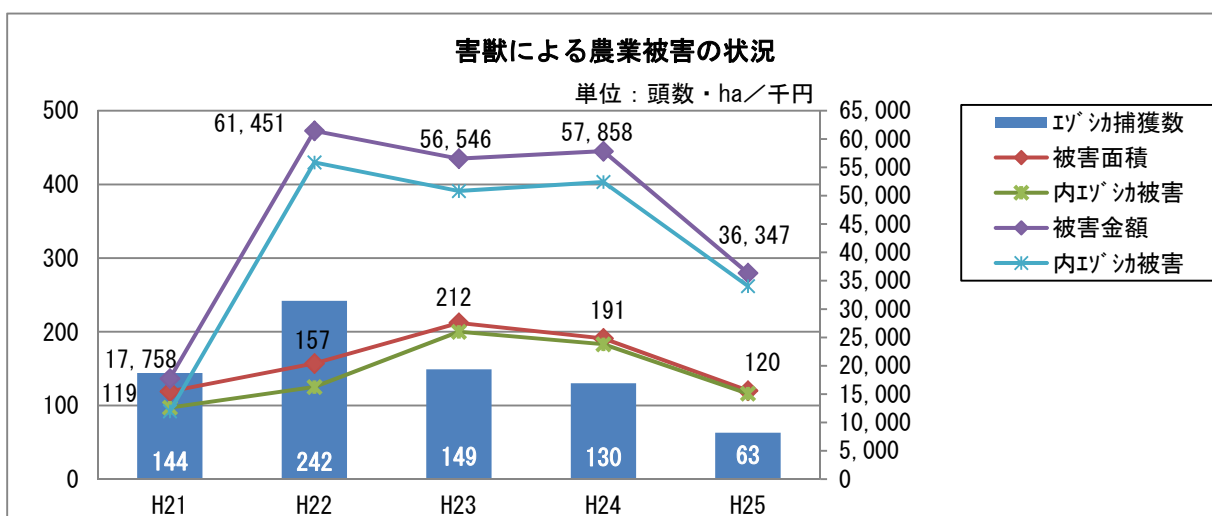
農業生産や経営における重要な基礎的資源として、優良農地の確保・保全を図り、一層の有効利用に繋げるため、意欲ある農業者への利用集積を推進します。

① 優良農地の確保

■ 現状と今後の施策展開

中山間直接支払対象面積（地区別）										
地区名	田			畑			草地			合計
	急傾斜	緩傾斜	計	急傾斜	緩傾斜	計	急傾斜	緩傾斜	計	
日新		0.7	0.7		10.6	10.6		9.5	9.5	20.8
清富					59.9	59.9	0.3	8.4	8.7	68.6
草分		15.3	15.3	3.1	108.8	111.9		31.0	31.0	158.2
里仁					116.1	116.1		13.1	13.1	129.2
江幌					138.9	138.9		1.8	1.8	140.7
静修	0.3		0.3	0.3	131.9	132.2		6.9	6.9	139.4
江花		1.3	1.3		189.3	189.3		21.2	21.2	211.8
日の出		10.9	10.9		58.4	58.4	0.5	37.5	38.0	107.3
旭野				0.2	29.5	29.7		4.5	4.5	34.2
島津	0.5	18.2	18.7	0.2	37.6	37.8		6.3	6.3	62.8
富原	4.4	149.1	153.5		3.0	3.0		3.0	3.0	159.5
東中	63.6	336.7	400.3		27.5	27.5	0.3	16.3	16.6	444.4
合計	68.8	532.2	601.0	3.8	911.5	915.3	1.1	159.5	160.6	1,676.9

* 交付額H25実績 : 94,283千円



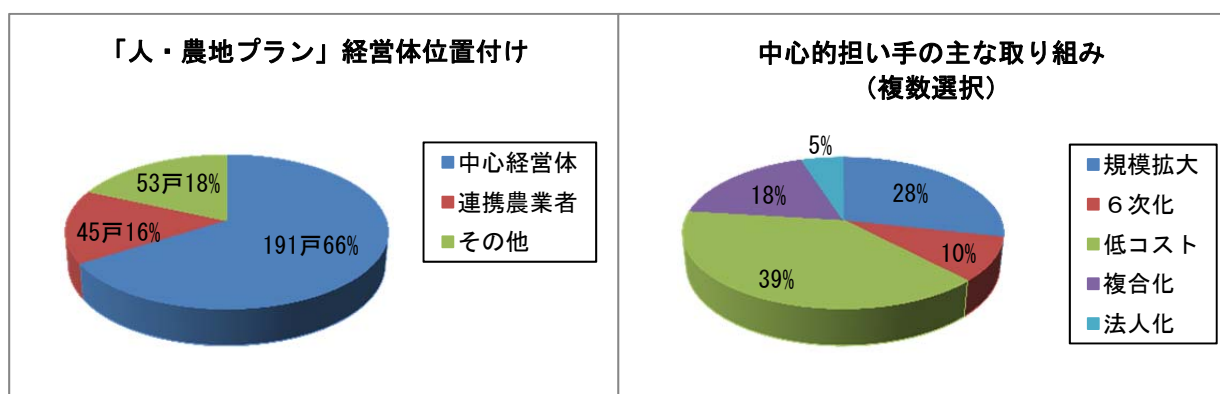
農地が健全に保全され、耕作条件不利地であっても耕作放棄地の発生に至っていないことは、平成 23 年度に導入した中山間地域直接支払制度が、その大きな要因になっていると言えます。しかしながら、畑地を中心とした中山間地域では害獣による農作物被害が顕著であり、農業収入の減少や今後の農地の保全にも大きな影響を与えます。

農地の利用実態を的確に把握し、耕作放棄地や遊休農地の発生を抑制するとともに、関係機関との農地情報の共有化や関連する施策・制度の活用をはじめ、害獣による農作物被害の抑制を図り優良農地の確保に繋がります。

- 中山間地域直接支払制度の有効活用
- 農地転用規制の厳格化と農業振興計画の適切な運用
- 農業委員会との連携強化
- 農地パトロールの実施
- 有害鳥獣駆除・捕獲体制の強化
- 鳥獣被害対策活動への支援

② 中心的担い手への農地集積の推進

■ 現状と今後の施策展開



今後も地域の中心的担い手として、積極的な農業経営を展開しようとする農業者が全体の2／3を占めています。しかし、その展開方法を規模拡大に求めている農業者は1／4にとどまり、規模拡大に伴った農地の集積には、ほ場条件の向上や十分な利用調整が必要と言えます。

地域の中心的担い手への優良農地の集積を推進し、将来にわたって効率的かつ安定的な有効利用が図られるよう、その取り組みに対する支援を講じるとともに、農業生産基盤整備事業等の実施を契機とした優良農地の利用調整を図ります。

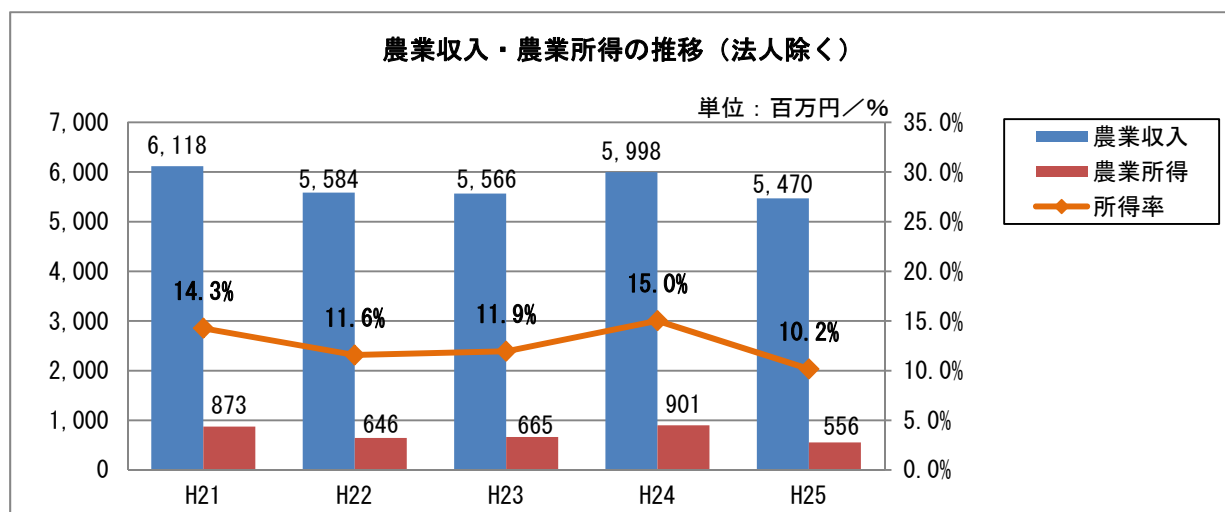
- 農業委員会との連携強化
- 道営経営体育成基盤整備換地事業の推進
- 農用地利用改善組合の機能充実と取り組み支援

(3) 経営の安定化・合理化と新技術の導入

農地集積等によって経営規模の拡大が進み、また複合経営等による新たな営農形態への移行が図られてきています。経営の安定化をはじめ、生産過程における共同や協業による合理化、新技術の導入により収益性を高め、経営規模の拡大や営農改善に見合った所得の確保・向上に繋がります。当面は主たる経営者の所得目標下限値を440万円（農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想及び農業経営改善計画の目標値）とします。

① 安定した経営と合理化の推進

■ 現状と今後の施策展開



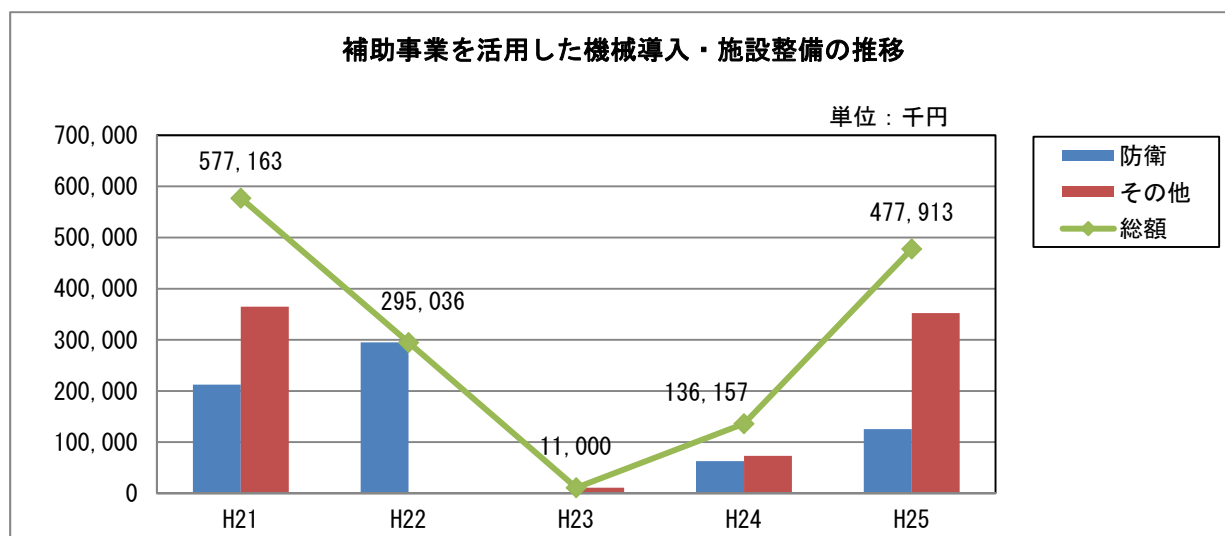
長引く農産物価格の低迷により農業収入は頭打ちの状態が続いています。また、燃料や肥料等の価格高騰によって、農業所得率も低迷しています。

高性能な農業機械や農業施設の共同整備・共同利用を促進し、作業効率や生産性の向上を図るとともに、生産資材の使用低減に繋がる営農を推進します。

- 演習場周辺農業用施設設置助成事業の活用
- 経営体育成支援事業補助（融資主体補助事業）の活用
- 共同利用施設整備事業の推進
- 環境保全型農業直接支援対策事業の推進（エコファーマー認定促進）
- 農業経営基盤強化資金利子補給等金融支援の継続

② 新技術の導入と普及

■ 現状と今後の施策展開



補助事業を活用した継続的な農業機械の導入により、農作業の効率化・合理化が図られてきました。しかしながら、長引く燃料・肥料の価格高騰や農産物価格の低迷、さらには近年の天候不順による畑作物を中心とした収量及び品質の低下も相まって、安定した所得の伸び、成果にはつながっていないのが現状であり、一層の取り組み・工夫が求められます。

新たな技術の導入による、生産性・収益性・作業効率の向上に取り組む農業者への支援と普及の拡大を図ります。

- 共同利用農業機械・施設・設備の新技術導入事業の推進
- 新技術及び次世代技術に係る情報提供・発信

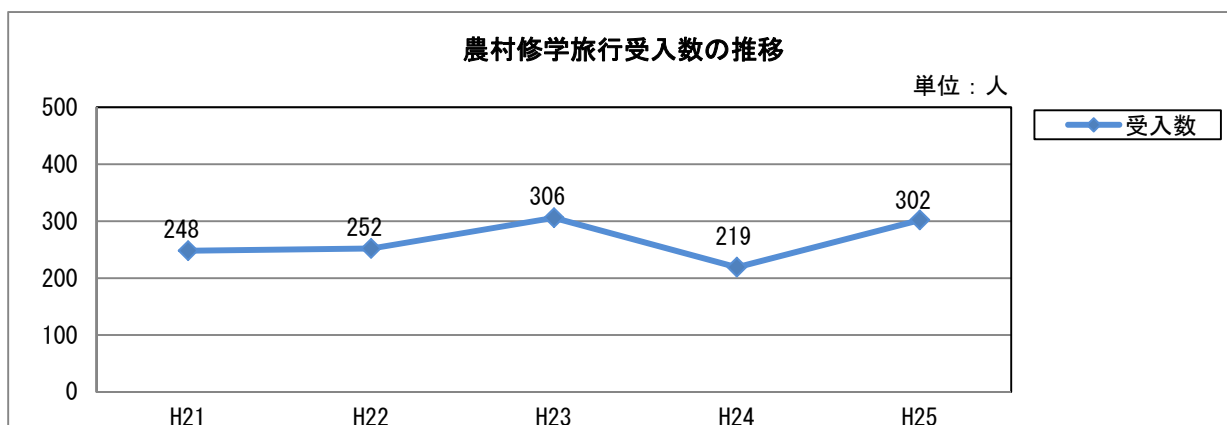
3 農を中心とした地域活力の創出

(1) 都市・農村の交流拡大と高付加価値化・6次産業化の推進

農業体験学習や農村交流など、都市と農村の関わりを深めながら「農業」や「食」への関心や理解につなげる取り組みとともに、関連産業との連携も視野に入れながら、地域の特色ある資源を活かした6次産業化を推進し、農業の新たな需要に結び付けます。

① グリーンツーリズムの推進

■ 現状と今後の施策展開



農業に対する理解深化や、修学旅行など将来消費者となる子どもたちに農業体験機会を提供する中から、消費者教育に結び付く活動が行われてきており、事業・活動を運営・推進する組織づくりも進んできました。

優れた景観や新鮮で良質な農畜産物など、上富良野の魅力を最大限に活かし、グリーンツーリズムや教育ファームの取り組みを推進し、消費者教育・食農教育の機会拡大を図ります。

- グリーンツーリズム事業化に向けた情報及び研修機会の提供
- 取組農業者・団体の研究・活動支援
- 関連産業との連携と情報共有

② 高付加価値化と農業を軸とした6次化の推進

■ 現状と今後の施策展開

自ら生産したものを自ら加工し販売する、このような活動に取り組む農業者も増えてきました。町においても比較的小規模な6次化事業については、加工施設の設備整備とともに、商品のPR・販売促進活動などの支援を講じてきました。6次産業化は、農業者の所得向上はもちろんのこと、雇用の増加など地域経済への波及にも大きく期待できるものです。

農業者が自らの創意と工夫で、自然や風土、生産物などの地域資源を活かし、関連産業との連携や農業者同士の融合を図り、高付加価値化や地域ブランド化、雇用機会の拡大に繋がるよう、農業を軸とした6次産業化を推進します。

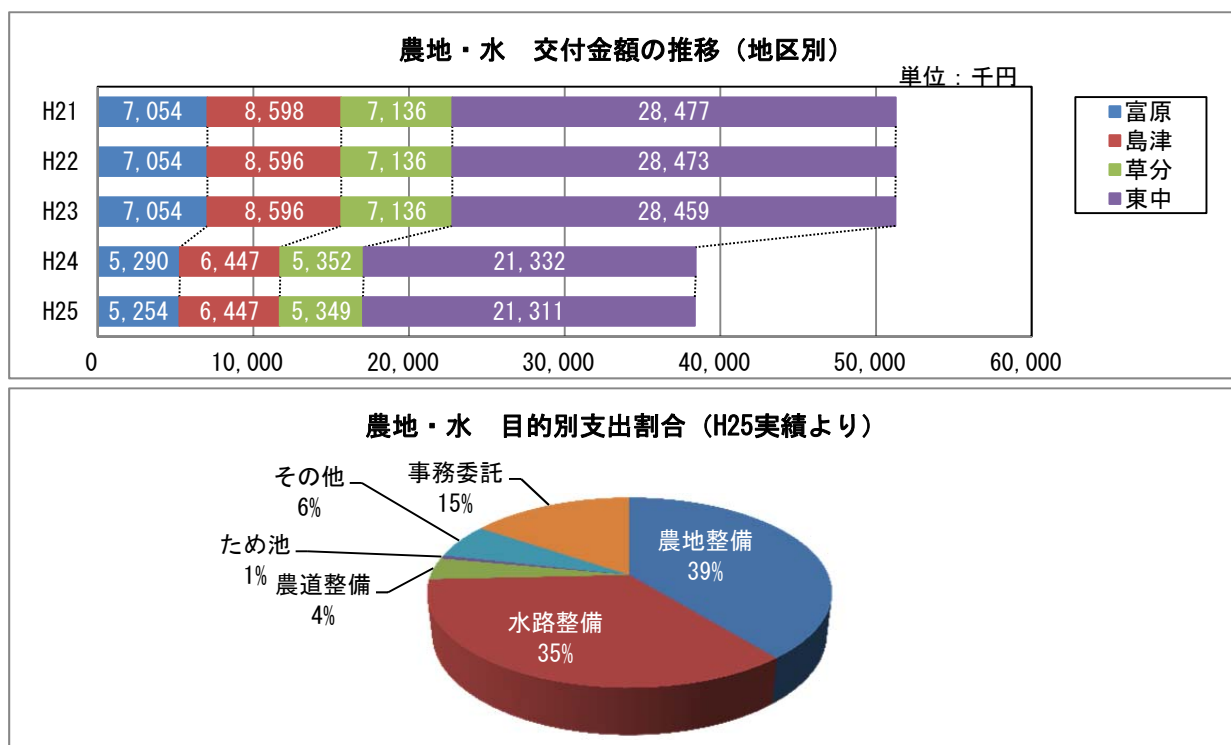
- 6次産業化に向けた情報提供
- 取組農業者・団体の研究・活動支援
- 開発商品等の活用・推奨・PR・情報発信

(2) 地域を潤す快適な農村環境づくり

水資源の涵養や生活のやすらぎを与える美しい景観の形成は、農業・農村が持つ多面的機能の発揮であり、その維持と増進を図るため、農地や農業用水等の資源の保全や農村における生産活動を支援するとともに、農村生活環境の整備を総合的に推進します。

① 多面的機能の持続的な発揮

■ 現状と今後の施策展開



農業水利施設・農道などの農業施設、農地の保全や農村地域の環境整備について、交付金を有効に活用しながら農業者はもちろんのこと、非農業者の地区住民も巻き込みながら、地区事情に応じた取り組みが定着してきています。また、平成 21 年以降、耕作放棄地はゼロの状態推移しています。

条件不利な農地に対する補正を行い、農業生産活動の持続によって耕作放棄地や遊休農地の発生を抑制するとともに、農地や農業水利施設等の保全に取り組む地域活動を支援します。また、農業関係者のみならず、地域住民等の参加を得て、環境資源の保全向上に向けた活動を展開します。

- 中山間地域直接支払及び地域取組活動の支援
- 多面的機能支払交付金事業の推進
- 国営造成施設管理体制整備推進活動
- 上富良野町集落協議会の機能強化

② 農村コミュニティの維持と快適な生活環境づくり

■ 現状と今後の施策展開

農村地区交流拠点施設の概要				
地区名	地区拠点施設名	築年	施設概要	備 考
日 新	公民館日新分館	S54	集会室等 3・調理室・図書室	
清 富	清富多世代交流センター	H5	集会室等 6・講堂	清富分館閉鎖中 (H51)
草 分	草分防災センター	H2	集会室等 4・調理室	
里 仁	公民館里仁分館	H21	集会室等 2・調理室	
江 幌	公民館江幌分館	S50	集会室等 3・調理室	
静 修	静修農業構造改善センター	H元	集会室 2・調理室・図書室	
江 花	公民館江花分館	H15	集会室等 2・調理室	
日の出	日東会館	S57	集会室等 4・調理室	
島 津	島津ふれあいセンター	H2	集会室等 4・調理室	
旭 野	公民館旭野分館	S55	集会室等 3・調理室・図書室	
富 原	公民館富原分館	H5	集会室等 3・調理室	
東 中	東中会館	S51	集会室等 4・調理室・図書室	
	東中多世代交流センター	H18	集会室 2・調理室	

農村地域における高齢化や地域コミュニティの拠点だった学校の閉校も一つの要因となって、ますます農村地域におけるコミュニティ活動の機会減少が懸念されます。

農業の多面的機能の発揮に繋がる環境保全活動が地域の共同活動の一翼を担っており、引き続き活動への支援を継続するとともに、地域施設の適切な管理、道路等社会インフラの整備を進めます。

- 中山間地域直接支払及び地域取組活動の支援
- 多面的機能支払交付金事業の推進
- 地域コミュニティ施設の適切な管理
- 社会インフラ及び居住環境の改善
- 地域自治活動への支援

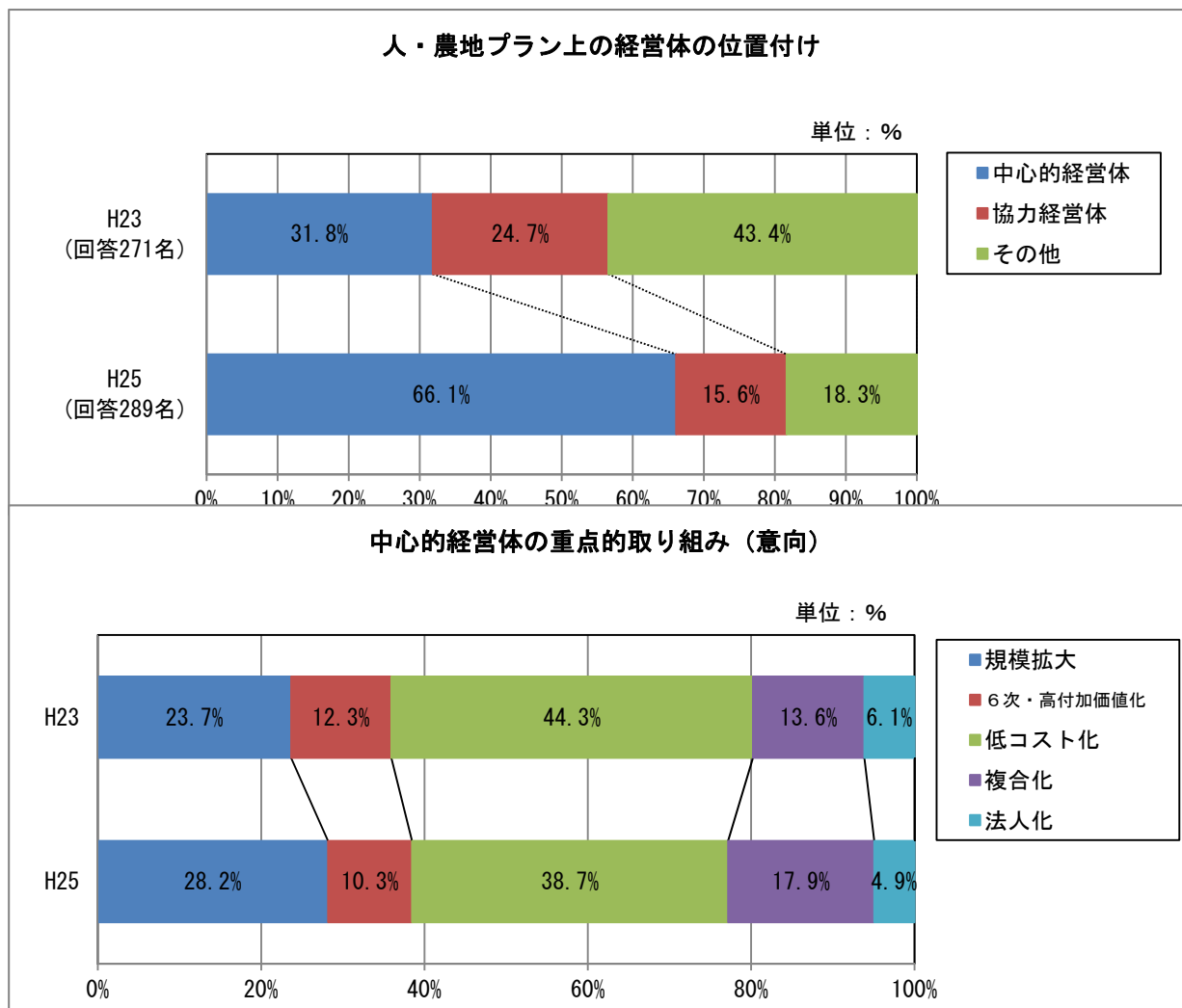
4 「農業」・「農村」・「地域」を支える担い手づくり

(1) 意欲ある担い手の育成と確保

安全・安心で良質な食料の安定した生産・供給をはじめ、農業・農村の多面的機能の発揮による地域の環境保全など、基幹産業である農業の多様な担い手の育成と確保を図ります。

① 地域の中心的担い手の育成と確保

■ 現状と今後の施策展開



人・農地プランの策定当初においては、経営体の位置付けと制度活用との相関関係への理解が浸透していなかったため、将来にわたり積極的な経営展開を図るとする中心的担い手の割合が全体の 31.8%と、非常に低い割合でしたが、2年後（H25）のプラン見直しでは 66.1%となり、実際の事業活用を通じて、制度内容等への理解が進んできました。

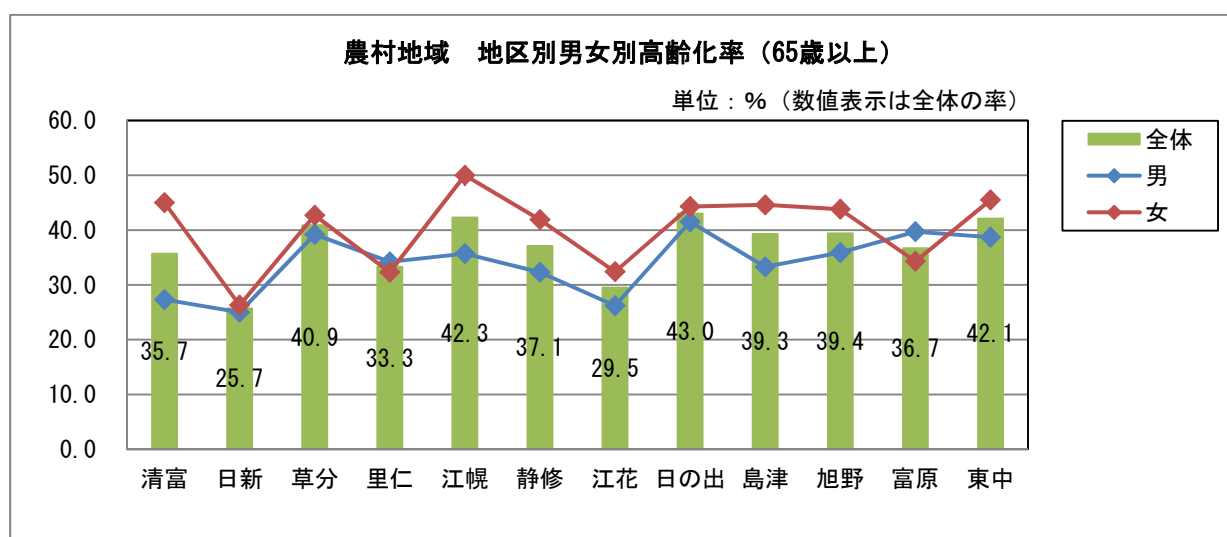
意欲的な経営展開に欠かせない「人・農地プラン」上の中心的担い手への位置付け促進や計画的な営農に繋がる認定農業者への誘導と、さらに、経営感覚に優れ、

地域農業・地域全体のリーダーとなり得る中核的担い手の育成を図ります。

- 経営・技術・戦略習得など多様な研修機会の充実と情報提供
- 法人化に向けた情報提供
- 人・農地プランの適切な進行管理
- 農業改善経営支援センターの機能強化
- 人材育成アカデミーの開催

② 女性の参画と高齢農業者が活躍する環境づくり

■ 現状と今後の施策展開



農家レストランや直売所の開設、さらには農業経営の主体として、本町においても農業女性の活動の場が拡大してきています。また、農業女性を対象とした研修事業も徐々に充実してきており、それら機会の情報発信にも努めてきました。

一方で、農村地域における高齢化が一段と進み、高齢化率が40％を超える地区も少なくありませんが、生産活動を退いた後も地区の環境保全活動への参画など、地域を支える担い手として重要な位置付けとなっています。

女性農業者・後継者の経営参画や地域社会での主体的な活動を促進するとともに、高齢者の技能や豊富な知識が農業生産や地域活動に活かせるよう、活動の場を確保します。

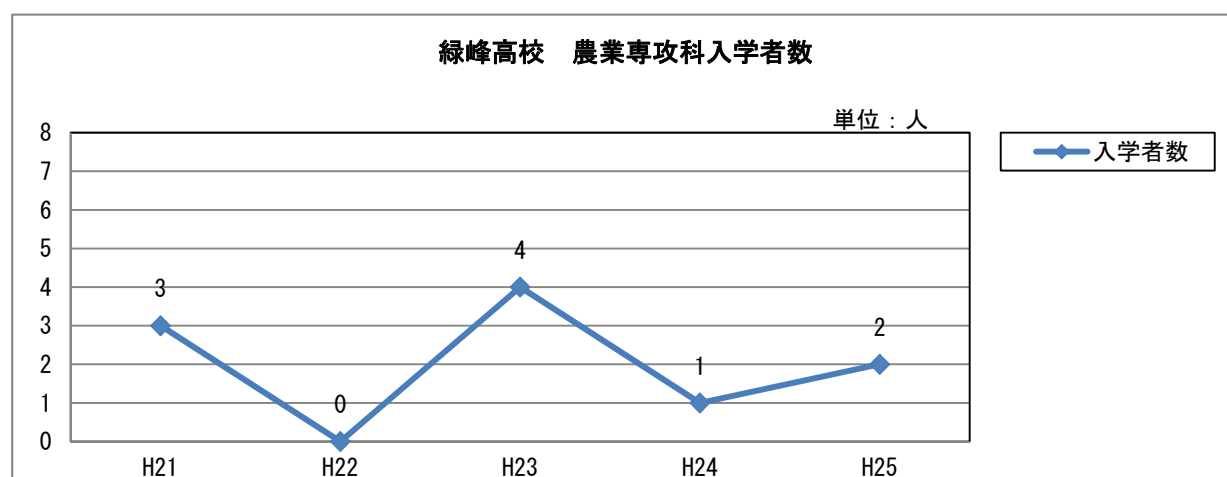
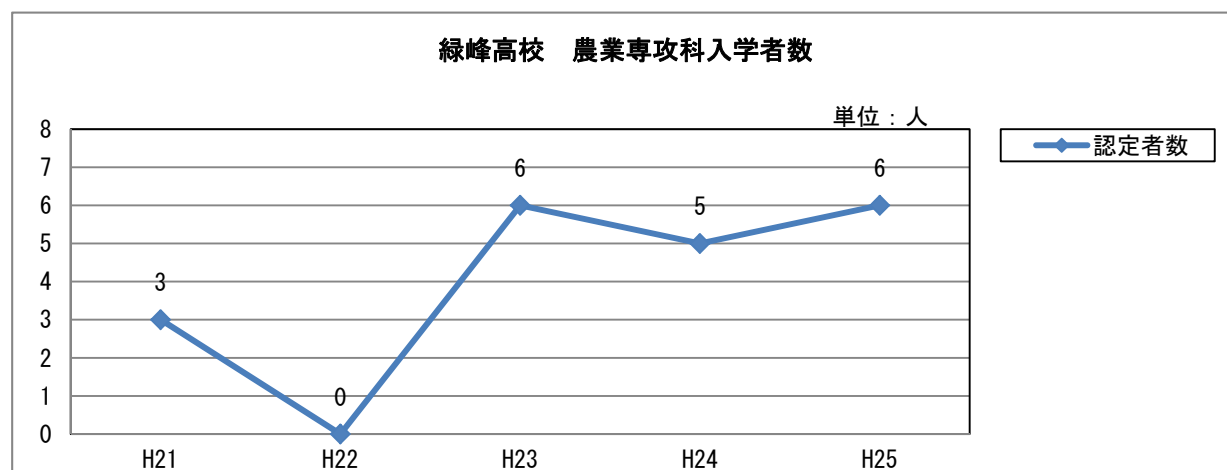
- 女性農業者を対象とした研修機会の充実と情報提供
- 男女平等参画に向けた意識啓発と組織登用の促進
- 家族経営協定の締結促進
- 中山間地域直接支払制度地域取組活動の支援
- 多面的機能支払交付金事業の推進

(2) 新たな担い手の育成と地域農業を支える体制づくり

地域農業の新たな担い手として、後継者を含め新規参入者などの受け入れに向けて、地域の実態に即した対策を図るとともに、経営体の労力の負担軽減による持続可能な農業経営に繋げるため、地域農業を支える体制づくりを進めます。

① 新たな人材の確保と育成

■ 現状と今後の施策展開



新規就農につなげるための就農予定者及び指導農家への助成制度及び後継者対策としての担い手サポート事業により、町独自の担い手確保策を進めてきました。新規就農に関するものについては、平成 24 年度からは国による助成制度が発足したため、以降は国の制度活用し支援策を講じてきました。平成 21 年度以降、新規就農に係る町制度の活用は就農者支援で 1 件、指導農家支援 1 件で、国の制度活用では就農者支援が 3 件ありました。また、後継者支援である担い手サポート事業では、20 件の制度活用がありました。

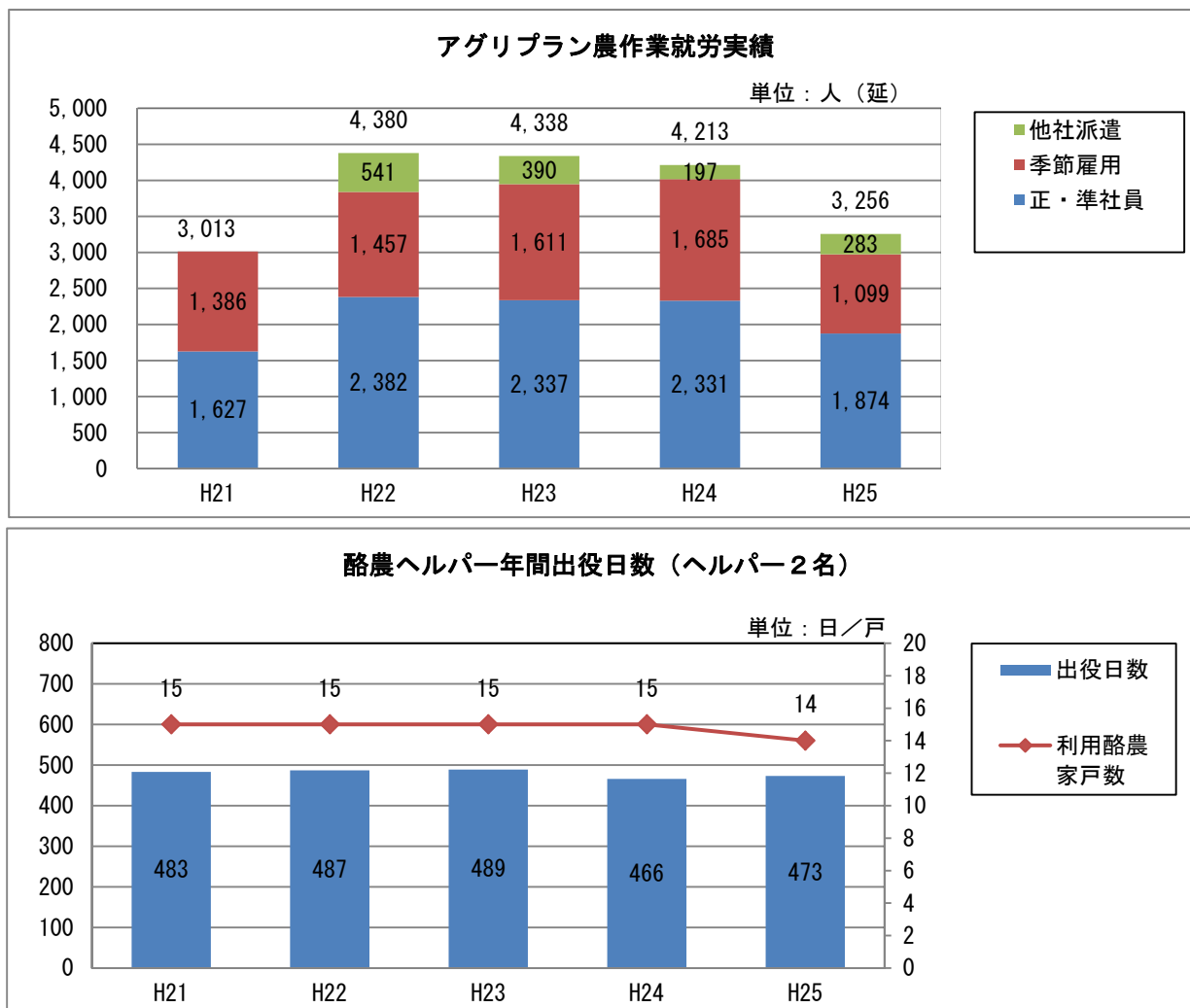
地域を担う優れた人材を育成するため、幅広い知識や技術の習得が出来るよう、農業高校との連携した取り組みや研修機会の充実はもとより、新規就農者の受け入れを

推進する観点から、就農予定者への適格な育成・指導に繋げるため、北海道指導農業士・農業士の資格取得誘導とともに指導農家への受け入れ支援を充実させます。また、新規就農者が就農後、安定した経営が実現するよう、生産基盤の確保や経済的な支援を図ります。

- 緑峰高校農業専攻科運営支援
- 営農技術・知識の習得など研修機会の充実と情報提供
- 青年就農給付金事業の活用（準備型・経営開始型）
- 新規就農者受け入れ体制の充実
- 担い手サポート事業による奨励
- 農業後継者パートナー対策

② 担い手を支える仕組みづくり

■ 現状と今後の施策展開



土地利用型農業が主な本町では、近隣の富良野市・中富良野町に比較して、人材派遣機関等に労働力を求める割合は少ない状況ですが、今後農家戸数の減少が予想される中、一戸当たりの経営面積は必然的に増えていくことから、労働力の確保は大きな課題です。

農作業受託組織の活用を促進し労力負担の軽減を図るとともに、経営の圧迫に繋がる過剰な投資を抑制し、経営の安定化に繋がります。また、農作業事故を防止し農業機械の安全利用を推進します。

- 経営形態に合わせた労働力不足解消の取り組み
- コントラクターの活用促進
- 串内牧場の活用促進と誘導
- TMRセンターの設置検討
- 農作業安全の励行

5 農業関係機関との連携

農業関係機関との連携強化を図り、第7次上富良野町農業振興計画の着実な実行に繋がります。

(1) ふらの農業協同組合

農業諸施策の円滑な展開・遂行のため、情報共有と協議体制の強化を図ります。また、JA（上富良野支所）及び産業振興課は、地域農業者にとって一番身近な農業機関・組織であることから、農業経営・発展に着眼した体制のあり方と強化策について検討します。

(2) 上富良野町農業委員会

農地の適正かつ効率的な利用の促進や優良農地の確保、さらには地域農業の担い手育成などに連携して取り組みます。

(3) 富良野土地改良区

農業水利施設等の維持管理、農業生産基盤整備の推進主体として、農業振興を担う役割の十分な発揮につなげるため、協力体制を堅持し連携した事業・取り組みを進めます。

(4) 富良野地区農業共済組合

天候不順や災害による農作物被害の対応など、共済事業と連動した対策を構築し農業経営の安定・持続につなげるほか、畜産の防疫体制を堅持するため連携した取り組みを進めます。

(5) 上川農業改良普及センター富良野支所

様々な研究成果等をベースにした有益・実用的な成果を、農業者が知識・技術として取得・活用し、農業経営や農村生活の向上につなげるため連携した取り組みを進めます。

Ⅳ 計画の基本方針と施策の展開の体系

